

South China - Asia Business Report

Vol. 14  
Jul/Aug  
2012

-合併号-

# 華南・アジア

## ビジネスレポート

### CONTENTS

#### Briefs & Editorial

#### Topics

- 【華南3大プロジェクト・シリーズ①】  
未来の金融特区に向け始動する深圳市前海区…………… 3
- アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1)…………… 7  
～アジアビジネスに関するアンケート調査より～
- 胎動するミャンマー…………… 14  
～改革開放に膨らむ期待と現実～

#### Regional Business

- India** インドの税制[39]  
2012年度インド予算案の概要  
～税制改正のハイライト(後編)～…………… 19

- Vietnam**  
ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と  
最新の実務上の留意点…………… 24

- China** 解説・中国ビジネス法務[4]  
独占行為に起因する民事紛争事件の審理における  
法律適用の若干問題に関する規定…………… 29

- China**  
改訂版「商業フランチャイズ  
経営情報開示管理弁法」の解説…………… 32

#### Macro Economy

- アジア経済情報：アジア概況…………… 35

## Briefs



## Topics

## 【華南3大プロジェクト・シリーズ①】

未来の金融特区に向け始動する深圳市前海区

華南地域における3大地域発展計画と位置づけられる前海(深圳市)、横琴(珠海市)および南沙(広州市)の各開発プロジェクトを紹介する。シリーズ1回目は、金融を中心とした各種優遇策が示された深圳市前海の「深港現代サービス業協力区」について主な政策と現状解説する。

アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1) ～アジアビジネスに関するアンケート調査より～

みずほ総合研究所が日本の製造業企業を対象に実施したアジアビジネスに関するアンケート調査結果を2回にわたり紹介する。円高基調にもかかわらず、日本企業のアジアにおける市場開拓や取引先のアジアシフトの影響がうかがわれた。また、アジア全域の景気減速や自然災害によるサプライチェーン断絶などを受け、11年の収益満足度は全般に低下。12年の売上見通しも、増加は見込まれるものの伸び率は鈍化すると見る企業が前年に比べ多く、特にインドなどで下振れ傾向が顕著となった。

胎動するミャンマー～改革開放に膨らむ期待と現実～

2011年に相次いだ自然災害や中国等における生産コスト増加、アジア市場化の動きを受け、ASEAN新興国への関心が高まる中、日系企業の投資先として注目を集めるミャンマー。民主政権誕生や欧米の経済制裁停止、日本のODA再開など明るいニュースの一方、現地ではインフラ整備や電力不足問題、法・規制整備の遅れなど多くのハードルが立ちはだかっている。アジアのラスト・リゾートとしての期待が膨らむ同国の現状を紹介する。



## Regional Business


**インドの税制[39] 2012年度インド予算案の概要  
～税制改正のハイライト(後編)～**

前回(本誌第12号)に続き、2012年度財政予算案と併せて発表された税制改正案のなかから、インド進出日系企業の関心が高い個人所得税および間接税関連項目を中心に取り上げる。個人所得税については低減税率の適用所得幅変更による減税が見込まれる半面、物品税・サービス税・相殺関税などの間接

税で増税となるなど、企業にとって厳しい内容となっている。また11年度(11年4月～12年3月)の個人所得税確定申告から、「通常の居住者」である個人は、当該個人が保有する一定の国外資産情報を確定申告書に記載することが義務付けられ、給与以外の収入を含む全世界所得についてインドで個人所得税の課税対象となる。インド駐在3年目もしくは4年目から「通常の居住者」に該当することとなるため注意されたい。

## ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点

ベトナムでは 2009 年 1 月 1 日以降、100% 外資による卸売・小売企業の設立が認められており、昨今は国内マーケットを狙った販売会社の進出が増加している。一方、政府は国内企業保護のため、こうした外資販売会社の設立申請・認可にさまざまな条件を課している。ここでは、ライセンス取得時に留意すべき取扱商品・活動期間の制限や、駐在員事務所を現地法人化する場合の注意点等、実例を中心に解説する。

## 解説・中国ビジネス法務[4] 独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定

民事訴訟における「独占禁止法」(08 年 8 月 1 日施行)の活用に向け、この 6 月 1 日、「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」が施行された。より専門性の高い裁判所に管轄権を与えるとともに、原告側の立証責任を軽減するなど、訴訟を通じ独占禁止法関連紛争の円滑な解決を図る内容となっている。同規定の概要を説明する。

## 改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」の解説

中国市場における外資系フランチャイズ経営が進展する中、今年に入って、改正版「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」、改正版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」が相次いで施行された。フランチャイズ業界の健全な発展に向け、フランチャイズ経営に対する管理強化と情報公開制度を厳格に運用することを目的としている。改正弁法のうち、「改正情報開示弁法」について概要を紹介する。

## Macro Economy

### アジア経済情報: アジア概況

12 年第 1 四半期のアジア景気は輸出の堅調な推移で予想外に拡大した。しかし、高齢化による労働力人口の伸び率低下など人口動態の構造要因を背景に、労働力の需給逼迫による賃金インフレ懸念は残っている。また、第 2 四半期以降は厳しい輸出環境と限定的な金融緩和から、12 年・13 年とも景気は減速しよう。

## Editorial

香港では中国への返還記念日(7月1日)に合わせ、毎年 CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement、香港・中国経済貿易緊密化協定)が更新され、新たな「香港支援策」が発表されます。返還 15 周年にあたる今年も、香港の強みである「金融」「サービス業」に対する中国市場の先行的開放や、中国華南地域との連携強化に向けた一連の施策が発表され、両地の更なる「緊密化」を印象付けました。

なかでも、香港に隣接する広東省深圳市の「前海深港現代サービス産業協力区」と、マカオに隣接する珠海市の「横琴新区」では、優遇政策を含め「特区の中の特区」が形成・運営される予定となっています。中国は香港(およびマカオ)を活用して、国内の第三次産業比率を上げて行く方針を示しており、こうした連携により香港経済もその恩恵を受けていくことになるでしょう。

香港でビジネスに携わるひとりとしては、中国でありながら中国とは異なる——という「一国二制度」を最大限活用し、相互に発展していく Win-Win の関係が維持されることを期待してやみません。(A)



## 【華南3大プロジェクト・シリーズ①】 未来の金融特区に向け始動する 深圳市前海区

みずほコーポレート銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

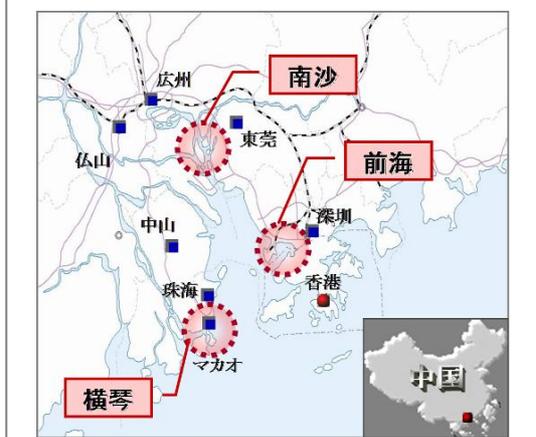
「香港と中国の協力・交流をさらに広く、深化させ、互いの優位性を発揮・補い合うことでWin-Winの関係を保ちつつ、共同して発展を維持していくことを希望する——」。香港返還15周年に当たる7月1日、中国の胡錦濤・主席は記念式典を見守る香港市民に向け、香港と中国の更なる連携強化による発展を呼びかけた。この両地の連携を具現化する試験的エリアとして、昨今注目を集めているのが珠江デルタにおける3大地域発展計画と位置づけられている前海(深圳市)、横琴(珠海市)および南沙(広州市)の開発プロジェクトだ。国際金融・貿易センターである香港のノウハウを取り込み、国の産業構造改革を目指すこれらプロジェクトを紹介するシリーズの第1回として、本稿では金融面を中心に香港との協力深化を模索する深圳市前海の「深港現代サービス業協力区」について解説する。

### 華南—香港・マカオ連携の3大モデル地区

中国が現在の経済発展を遂げるにあたり、1980～90年代にかけ、改革・開放政策における先行的発展・試験的開放エリアとして深圳に経済特区が設けられ、同特区を中心とする加工貿易により華南地域がいち早く発展したことは周知の通りである。

一方、一定の経済発展を達成した中国は今、持続的成長を目指すに当たり、新たな産業振興による大胆な産業構造転換を迫られている。そこで、白羽の矢が立てられたのが、既に金融や貿易などのサービス業を中心とする世界有数の国際都市として発展を遂げた香港であり、香港と連携したサービス業の発展を目指す前海、横琴、南沙の3地域である(図表1)。

【図表1】3大プロジェクトの予定地



3地域については中国の第12次五カ年計画(2011～15年)の中で、広東省と香港、マカオの協力による重点プロジェクトとして名前が挙がるなど、既に国家級プロジェクトとして位置づけられている。このうち、前海については同五カ年計画策定に先立つ2010年8月に、深圳経済特区30周年にあたり国務院が「前海深港現代サービス業協力区総合開

【図表2】国務院に承認された前海政策パッケージ

金融	<ul style="list-style-type: none"> <li>人民元業務創新試験区の設置</li> <li>クロスボーダーローンの試行</li> <li>前海企業の香港における点心債起債を支持</li> <li>前海における株式投資ファンドの設立支持</li> <li>外資投資ファンドの前海における創新発展の支持</li> <li>CEPA の枠組下での香港金融企業の進出条件の適度な緩和を支持</li> <li>前海における新型金融機構および交易プラットフォームの創設を支持</li> <li>国内外金融機関が前海で国際的な管理本部および業務運営本部を設立することを支持</li> </ul>
税務	<ul style="list-style-type: none"> <li>条件に合致する企業に対し 15%の企業所得税減税</li> <li>計画に合致する国外ハイテク人材は深圳市政府の補助や個人所得税免税措置を享受可</li> <li>条件に合致する現代物流企業は営業税の差額徴収政策を享受可</li> </ul>
法・規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港の仲裁機関による前海での支店設立を模索</li> <li>香港と中国の法律事務所の共同経営を模索</li> </ul>
人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港で資格を取得した専門人材が、前海の企業に直接そのサービスを提供することを許可</li> <li>中国の登録会計士資格を有する香港の専門人材が国内の会計事務所のパートナーになることを許可</li> </ul>
教育・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港サービス提供者が前海に独資で国際学校や病院を設立することを許可</li> </ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"> <li>香港・マカオの通信キャリアが前海にて合弁企業を設立し、通信サービスや新たな運営管理モデルを推進することを支持</li> </ul>

(資料)香港政府、報道資料等よりみずほ作成

発計画」を承認したほか、同年 10 月には国家発展改革委員会が前海協力区の管理機構に「計画単列市」相当の管理権限を付与<sup>1</sup>するなど、国レベルの認可・支援を受けながらプロジェクトの具体化に向け着々と足場を固めていた。

### 香港返還 15 周年と前海優遇策

さて一方の香港であるが、中国政府は香港返還記念日に合わせて例年、多くの優遇政策を発表している。特に新型肺炎(SARS)で香港の景気が大幅に落ち込んだ 2003 年以降は、香港の主要産業である金融や貿易、観光などさまざまな分野で中国本土への優先・先行的な進出・待遇享受を可能とする一連の施策を CEPA の下で実施。さらに近年は、

<sup>1</sup> 金融領域を除く管理権限。12 年7月1日に行われた前海土地企画・管理権限の深圳市規画・国土資源委員会から前海管理局への移管を皮切りに、各部門の権限移管が順次実施の見込み。

人民元国際化に向けた規制緩和の中で、香港のオフショア人民元センター化を進め、香港の国際金融センターとしての地位保持に大きく貢献してきた。

今般の返還 15 周年に当たっては、CEPA 補充協議9の締結による 43 サービス貿易分野での追加的優遇措置をはじめ、香港における人民元建オフショア金融商品の多様化促進など、6つの分野における優遇措置を発表。特に、香港に隣接する広東省の中でも“特区の中の特区”とされる前海や横琴での先行・試験的措置を通じ、香港と中国の連携強化を図っていく方針が示された。

さらに上述の CEPA 補充協議9に先立つ6月 29 日には、広東省と深圳市、香港および中国の中央省庁間で構成する連携会議でまとめられ、国務院の承認を経た政策パッケージ内容を公表(図表2)。金融のほか、税務、法・規制、人材、教育・医療、通

信の各分野で先行・試験的な開放措置を進めていくことにより、香港の資本や先進的なサービスを導入し、同エリアの発展を目指していく方針が示された。

ただし、同政策は上述の通り、国務院が 2010 年に承認した「前海深港現代サービス業協力区総合開発計画」で示していた政策をほぼ踏襲したもので、個々の政策にかかる詳細は追って公布される細則を待たなければならない。また、CEPA 補充協議9と重複する一部についても、同補充協議そのものが 2013 年施行となっているため留意が必要だろう。

## 前海プロジェクトの現状

実際の前海エリアは現状、既に稼働している前海保税港区部分を除き、広大な埋立地が広がるほか、広州に直結する高速道路の建設が年内から来年初の開通に向けて進められている最中だ(図表3)。計画によれば、深圳市西部の約 15km<sup>2</sup>に金融、物流、情報技術、科学技術などの高付加価値サービス産業を集積させる予定で、整地や主なインフラの整備など第1フェーズは 12 年末までに終わり、第2、第3段階が完了する 2020 年までには域内 GDP1,500 億元を実現するとしている(次頁図表4)。

中でも注目される金融産業については、人民元資金の還流ルート拡張、前海の企業・金融機関による香港での元建て債券発行の推進などを含むクロスボーダー人民元業務の拡大や、深圳－香港における資本市場の協力推進などが計画されている。この7月 16 日には、大手金融企業を中心とした国内外企業 37 社と前海管理局による業務協力協定も締結され、開発に向け官民で協力していく素地が整った。

深圳市は企業による投資意向額が合計 3,000 億人民元に達していることを明らかにしており、また個別事例として、香港のコングロマリットである新世界グループがインフラや商業施設開発などで前海に数十億元を投資する用意があることなども報道されている。ただし、現時点で当地に進出する企業は 23 社にすぎないほか、金融産業に関する具体策や税制優遇の対象となる産業項目なども未発表であり、計画の具現化までにはしばらく時間を要するものとみられる。

【図表3】計画図と現状



(資料) 前海深港現代サービス業協力区管理局



整地が進む前海深港現代サービス業協力区  
(2012年6月5日現在)

## まとめ

前海が上述の優遇措置を享受できるのは、第12次五カ年計画における重点プロジェクトとして中国政府に認定されていることがある。言い換えれば、国のお墨付きを得たプロジェクトであるがゆえ、将来性と実効性に期待が高まっているともいえよう。

一方で、各優遇策は現時点でいずれも計画段階にあり、今後、これらの施策がいつ、誰を対象に、どのように実施されるかについては未定のままだ。インフラの整備についても、現時点では整地や道路整備などを行っている段階で、今しばらく経過を観察する必要があるだろう。

【図表4】前海深港現代サービス業協力区の開発スケジュール

<b>初期段階</b> 2010～2012	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面的に土地の整備を完成</li> <li>・ 香港と世界のハイエンドサービス企業を誘致</li> <li>・ 区内のインフラ建設の大幅な進展</li> </ul>
<b>発展段階Ⅰ</b> 2013～2015	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深圳－香港間協力において顕著な成果</li> <li>・ 国際競争力を持つ現代サービス業の体系を構築</li> <li>・ 中国国内において一流ビジネス環境を構築</li> <li>・ 2015年の域内総生産(GRP)を約500億元に</li> </ul>
<b>発展段階Ⅱ</b> 2016～2020	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現代化・国際化・環境循環と省エネ型地域として発展</li> <li>・ 国際慣習・規制に合致する社会公共サービス体系、体制・環境を形成</li> <li>・ 国際的に先進レベルのビジネス環境を構築</li> <li>・ 2020年の域内総生産(GRP)を約1,500億元に</li> </ul>

(資料) 国務院「前海深港現代サービス業協力区総合開発計画」等

ただ、かねて進出のハードルが高いとされてきた金融や教育・医療・人材等の方面で先行・試験的な開放が行われることは注目すべき事実であり、関連業界・企業は最新の情報に注意を払いつつ、着々と準備をすすめておくことが肝要であろう。

## 中国広東省深圳市前海深港現代サービス業協力区管理局との協力覚書の締結について

株式会社みずほコーポレート銀行

みずほコーポレート銀行と弊行現地法人のみずほコーポレート銀行(中国)は7月16日、前海深港現代サービス業協力区管理局との間で業務協力覚書(以下、MOU)を締結しました。

本MOUは日系企業の前海区への進出支援等を通じ、同地域の経済発展のための相互協力を図ることを目的とするものです。弊行とみずほ(中国)はみずほ銀行とも連携の上、前海区に進出を検討している日系企業に対し、投資環境の案内や進出時の各種サポートを行います。また本MOUの締結により、深圳市および前海区との連携をさらに強化し、その発展に貢献するとともに、進出日系企業へのサービス向上に努めていきます。





# アジアの景気動向への意識を高める日本企業(1)

～アジアビジネスに関するアンケート調査より～

酒向 浩二 みずほ総合研究所

みずほ総合研究所では 1999 年度以降、会員企業を対象として、「アジアビジネスに関するアンケート調査」を毎年度実施している。2011 年度調査は、12 年2月に、みずほ総合研究所の会員企業のうち、資本金 1,000 万円以上の製造業 4,767 社(日本国内)に調査票を発送し、1,243 社から有効回答を得た。本稿は、11 年度調査結果を 10 年度調査(11 年2月実施、5,137 社中 1,416 社から有効回答)と比較したうえでまとめたものである。

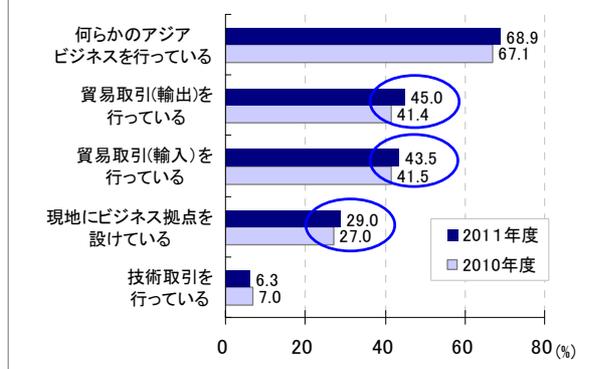
## はじめに～厳しさ増すアジアビジネスの収益環境

11 年のアジア各国・地域<sup>1</sup>の経済は、欧米の緊縮財政が重しとなって減速した世界経済の影響を受け、ほぼ全域で成長率が鈍化した。また、11 年は上期に東日本大震災による日本からアジアへの素材・部品供給の停滞、下期にもタイ洪水によるタイから周辺国や日本への部品供給の停滞など、日本企業がサプライチェーンの断絶に悩まされた1年でもあった。12 年に入ってサプライチェーンは正常化

しつつあるものの、世界経済の減速が続く中、アジア各国・地域でも成長鈍化が続くと見込まれる<sup>2</sup>。そのため今回調査は前回に比べ、アジアにおける売上・収益はプラスを維持するも、伸び率は鈍化するとみる回答が多くなった。

ただし、先進国に比べアジアは高成長を維持する国・地域が多いうえ、今後も人口増加およびインフラ・設備投資拡大を背景とする内需拡大が期待できる。このため、日本企業の海外展開におけるアジア重視の姿勢は不変であった。

【図表1】アジアビジネスの取り組み状況(複数回答)



<sup>1</sup> 対象は、中国、NIES(韓国、台湾、香港、シンガポール)、ASEAN5(タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナム)、インドの 11 カ国・地域。

## 1. アジアビジネスへの取り組み

### (1) 約7割がアジアビジネスを実施

アジアビジネスの取り組み状況については、「アジア各国・地域とどのようなビジネスを行っているか」という設問に回答企業の約7割が「何らかのアジアビジネスを行っている」<sup>3</sup>と回答した(図表1)。内

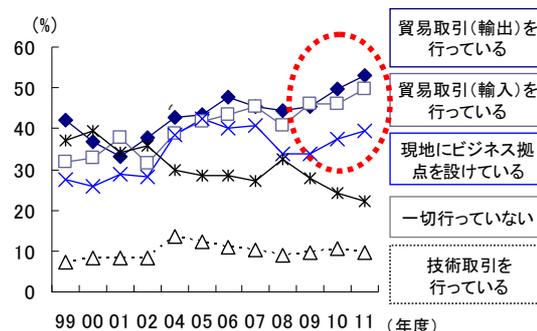
<sup>2</sup> タイだけは、洪水復興需要により成長率は上向き見込み。

<sup>3</sup> アンケートでは、「アジアビジネスを一切行っていない」とい

訳を前回と比較すると、「輸出を行っている」、「輸入を行っている」、「現地にビジネス拠点を設けている」の回答率が上昇した。国内需要の頭打ちに伴うアジア市場開拓の必要性や、デフレに伴う割安なアジア製品の調達ニーズの高まりを受け、日本企業のアジアビジネスが貿易・投資両面で積極化する傾向がうかがえる。

時系列<sup>4</sup>でも、一貫したアジアビジネス強化のすう勢が見て取れる(図表2)。また、11年度は円高が進んだにもかかわらず、「輸出を行なっている」の回答率が高まった。日本企業のアジア市場開拓に加

【図表2】時系列取り組み推移(複数回答)



(注)時系列データの扱いについては脚注4参照。

え、取引先のアジア生産拡大で、素材・設備・部品などの納入先がアジアに拡大している状況が示唆されている。

(2)業種別では「化学」・「一般機械」などで輸出増、「食料品」などで輸入増

業種別でみると、「何らかのアジアビジネスを行っている」という回答率は、「化学」「精密機械」「繊維」で80%台、「一般機械」「電気機械」「輸送機械」で70%台などとなった(図表3)。前回と比べ「化学」「一般機械」などで「輸出を行っている」が上昇しており、素材・設備・部品のアジア向け輸出の増加がうかがえる。「輸入を行っている」では「繊維」が最も高い回答率を維持したほか、「食料品」が上昇した。震災以降、日本企業が食料品の調達先の一部を国内からアジアに切り替えたことが反映されたと考えられる。

【図表3】業種・企業規模別アジアビジネスへの取り組み(複数回答)

		(単位: %、社)					回答企業数
		アジアビジネスを行っている	貿易取引(輸出)を行っている	貿易取引(輸入)を行っている	技術取引を行っている	現地にビジネス拠点を設けている	
化学	11年度	88.9	76.5	63.0	9.9	30.9	81
	10年度	89.2	71.0	55.9	12.9	38.7	93
精密機械	11年度	85.7	65.7	51.4	8.6	20.0	35
	10年度	75.4	71.1	42.1	5.3	21.1	38
繊維	11年度	80.4	32.6	69.6	2.2	28.3	46
	10年度	77.6	34.5	69.0	3.4	29.3	58
一般機械	11年度	77.8	65.9	46.1	6.0	38.9	167
	10年度	78.0	61.8	45.5	9.9	30.9	191
電気機械	11年度	76.8	56.3	50.3	7.3	33.8	151
	10年度	75.0	53.8	50.0	3.2	35.9	156
輸送機械	11年度	73.9	39.1	41.3	10.9	54.3	46
	10年度	68.9	35.6	42.2	24.4	44.4	45
鉄鋼	11年度	66.7	45.2	19.0	4.8	38.1	42
	10年度	65.9	36.4	34.1	9.1	31.8	44
食料品	11年度	63.4	31.0	41.4	3.4	15.2	145
	10年度	58.9	31.5	33.9	3.6	11.3	168
金属製品	11年度	61.9	40.8	34.0	6.8	31.3	147
	10年度	56.9	31.9	32.6	5.6	22.2	144
非鉄	11年度	59.0	35.9	33.3	7.7	25.6	39
	10年度	75.0	40.0	50.0	7.5	17.5	40
大企業	11年度	91.5	71.8	66.7	20.5	67.5	117
	10年度	87.8	66.2	57.6	24.5	67.6	139
中小・中堅企業	11年度	66.6	43.3	42.5	5.6	27.3	1,126
	10年度	64.8	38.7	39.8	5.1	22.6	1,277

(注)業種・企業規模のなかで最大の回答率があつた部分を網掛。

う回答項目を設け、100-「アジアビジネスを一切行っていない」=「何らかのアジアビジネスを行っている」とした。

<sup>4</sup> 本稿における時系列分析は、「資本金5,000万円以上の製造業」に統一したうえで活用している。そのため、08~11年度データについては、日本企業の分析で採用している「資本金1,000万円以上の製造業」の調査結果とは値が異なる。なお、アンケート調査実施時のサンプル抽出方法を02年度に変更したため、1999~2002年度調査は「無作為抽出の製造業」、04~06年度調査は「資本金5千万円以上の製造業」がベースとなっている。また、03年度については、本調査を実施していないため、データが欠落している。

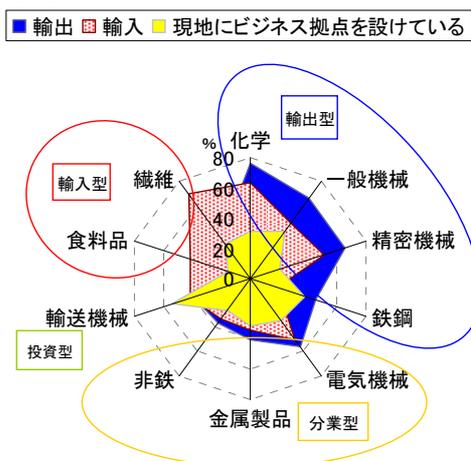
「現地にビジネス拠点を設けている」では「輸送機械」の回答率が最高かつ前回比で約10%PT上昇している点が注目される。日系完成車メーカーのアジア生産拡大に対応し<sup>5</sup>、部品メーカーの現地生

<sup>5</sup> 日本自動車工業会によると、日系自動車メーカーのアジアにおける自動車生産台数は、712.7万台(2010年)から754.6万台(2011年)へと拡大した一方、日本国内における

産も進んでいると考えられる。また、企業規模別で見ると、大企業<sup>6</sup>の回答率が前回比横ばいに対し、中小・中堅企業の回答率は上昇しており、アジア進出の加速がうかがえる。

業種別の状況をより明確化するため、図表3から

【図表4】業種別の輸出・輸入・投資への取り組み（複数回答）



【図表5】アジアでの自社製品の12年度売上見通し

(単位: %、%ポイント、社)

	前年比10%以上の売上増	同5~10%未満の売上増	同0~5%未満の売上増	同0~5%未満の売上減	同5%以上の売上減	DI	回答企業数
中国	29.4 ▲1.7	22.3 4.5	31.1 3.8	8.6 ▲2.2	8.6 ▲4.5	65.6 13.3	479
インド	24.2 ▲3.5	25.3 ▲0.2	34.3 5.6	11.1 2.6	5.1 ▲4.5	67.6 3.8	99
ベトナム	29.0 1.6	23.4 3.6	38.3 3.4	7.5 ▲3.8	1.8 ▲4.8	81.4 17.2	107
インドネシア	25.2 0.2	29.4 3.6	33.6 ▲2.8	7.7 1.6	4.2 ▲2.6	76.3 2.0	143
タイ	29.4 ▲0.7	21.1 7.8	35.1 5.5	7.9 ▲1.4	6.6 ▲11.1	71.1 25.1	228
マレーシア	19.8 ▲2.8	17.7 2.6	43.8 4.0	9.4 ▲2.4	9.4 ▲1.4	62.5 7.6	96
フィリピン	16.4 ▲3.6	17.9 4.1	49.3 9.3	11.9 ▲6.6	4.5 ▲3.2	67.2 19.6	67
シンガポール	13.0 ▲4.6	20.9 5.8	46.1 2.4	11.3 2.1	8.7 ▲5.6	60.0 7.1	115
台湾	13.5 0.0	19.2 3.2	40.8 3.1	16.7 0.3	9.8 ▲6.6	47.0 12.6	245
韓国	17.6 ▲1.0	16.1 3.2	38.7 2.7	18.8 4.0	8.8 ▲9.0	44.8 9.9	261
香港	15.4 0.4	18.9 1.0	40.6 2.7	15.4 3.3	9.8 ▲7.3	49.7 8.1	143

(注1) 最大の回答率があった部分を網掛。

(注2) 国・地域別下段は12年数値から前年を差し引いたもの。

生産台数は、962.9万台(2010年)から839.9万台(2011年)に減少した。

<sup>6</sup> 本調査では、資本金10億円以上を大企業、10億円未満を中小・中堅企業と定義した。

「輸出」、「輸入」、「投資」(現地にビジネス拠点を設けている)の3項目を業種ごとに抽出・分類すると、以下4タイプとなる(図表4)。

①輸出型: 輸出の回答が多い「化学」・「一般機械」・「精密機械」・「鉄鋼」が該当。素材・設備・部品などのアジアへの納入が増加傾向

②分業型: 輸出と輸入の回答が拮抗する「電気機械」・「金属製品」・「非鉄(加工業を含む)」が該当。日本・アジア間の生産分業が進展傾向

③投資型: 投資の回答は多いが貿易が少ない「輸送機械」が該当。アジア拠点で現地調達・販売をベースとする事業展開が進展。アジアからの逆輸入<sup>7</sup>も増加傾向

④輸入型: 輸入の回答が多い「繊維」・「食品」が該当。アジアからの調達品を日本で販売するケースが増加傾向

## 2. 製品売上・調達見通し

(1) アジア全域で売上増が続くも、今後の伸び率は鈍化を見込む

アジアビジネスを行っている企業(856社)について、自社製品のアジア各国・地域の12年度売上見通しについて売上DI<sup>8</sup>をみると、すべての国・地域でプラスとなり(図表5)、売上増の持続を見込む企業が多い。ただし「10%以上の売上増」をみると、11カ国中7カ国・地域で12年度見通しが前年比で低下

<sup>7</sup> 部品の逆輸入が主体であるが、2010年に日産自動車タイで生産するマーチの逆輸入を開始、12年中に三菱自動車と同じタイで生産するミラージュの逆輸入を開始予定など、対象は小型車を中心とする完成車にも広がりがつある。

<sup>8</sup> 「売上増(10%以上、5%以上~10%未満、0%以上~5%未満)」の回答から「売上減(0%以上~5%未満、5%以上)」の回答を差し引いて算出。

しており、売上ペースの鈍化が見込まれている。

(2) アジアからの調達率は概ね増加

アジアからの製品・半製品・部品・原材料の輸入・調達を増やしたかについて11年度の調達DI<sup>9</sup>をみると、洪水被害でサプライチェーンが断絶したタイおよび同国と強固なサプライチェーンを構築するインドネシアおよびインドを除き、上昇した。日本企業のアジア調達強化がうかがえる(図表6)。

また、「前年比 10%以上の調達増」と回答した企業の割合を前回と比較すると、洪水被害を受けたタイが約 10%PT 低下した一方、香港が約 15%PT 上昇した。日本企業が電子や自動車の部品調達先をタイから中国華南地域へ切り替え、隣接する香港経由での輸入を増やした可能性が示唆される。

3. アジア拠点の現状と今後の取り組み

(1) 拠点展開は、中国・ASEAN・NIES・インドの順

前述の「アジア各国・地域とどのようなビジネスを行っているか」の設問で「現地にビジネス拠点を設けている」と回答した企業(360社)に対し、拠点設置先を質問したところ、前回同様に中国、ASEAN、NIES、インドの順で回答率が高かった。

各地域の回答率を時系列でみると、NIES の低下基調に対し、中国・ASEAN・インドは上昇傾向にある(図表7)。世界2大人口を擁する中国やインド、同4位のインドネシアを含む ASEAN の市場は成長期待が大きく、企業はこれまで以上に進出を積極化しているとみられる。

<sup>9</sup> 「調達増(「前年比 10%以上」、「5%以上~10%未満」、「0%以上~5%未満)」の回答から「調達減(「0%以上~5%未満」、「5%以上)」の回答を差し引いて算出。

業種別でみると、10 業種中7業種(「精密機械」・「繊維」・「化学」・「電気機械」・「一般機械」・「食品」・「鉄鋼」)で中国に拠点を有するとの回答率が最も高く、日本企業の集積が中国で最も進んでいる様子うかがえる。一方、それ以外の3業種(「輸送機械」・「非鉄」・「金属製品」)は ASEAN の回答率が最も高く、また「電気機械」・「一般機械」・「非鉄」・「金属製品」の4業種では ASEAN の回答率が前回比 10%PT 超上昇するなど、日本企業の ASEAN 集積も急速に進展しつつある様子うかがえる。また、

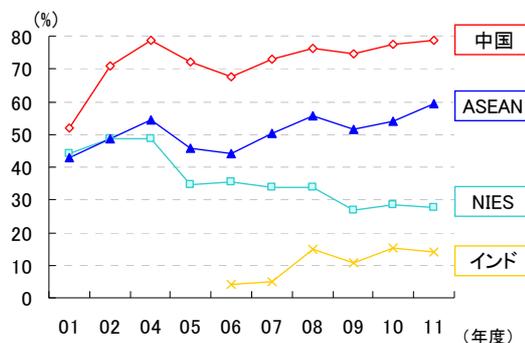
[図表6] 製品・半製品・部品・原材料の11年度の輸入・調達への取り組み

(単位: %、%ポイント、社)

	前年比 10% 以上の 調達増	同5~10 %未満の 調達増	同0~5 %未満の 調達増	同0~5 %未満の 調達減	同5% 以上の 調達減	DI	回答 企業 数
中国	28.3 ▲ 5.6	17.2 ▲ 1.9	37.8 17.0	9.0 ▲ 0.9	7.7 1.4	66.6 9.0	378
韓国	19.0 ▲ 3.7	19.8 6.2	41.3 ▲ 1.9	13.2 ▲ 1.2	6.6 0.5	60.3 1.3	121
台湾	19.4 ▲ 5.6	16.1 ▲ 0.9	45.2 7.2	14.0 3.0	5.4 ▲ 3.6	61.3 1.3	93
タイ	21.9 ▲ 10.2	19.2 0.7	38.4 6.3	15.1 4.0	5.5 ▲ 0.7	58.9 ▲ 6.5	73
インド ネシア	31.3 2.7	21.9 7.6	21.9 ▲ 14.8	12.5 4.3	12.5 0.3	50.1 ▲ 9.1	32
ベト ナム	47.6 3.2	16.7 ▲ 1.1	28.6 1.9	4.8 ▲ 6.3	2.4 2.4	85.7 7.9	42
香港	27.3 14.8	18.2 0.7	36.4 13.9	6.1 ▲ 21.4	12.1 ▲ 7.9	63.7 58.7	33
マレー シア	35.7 3.3	25.0 ▲ 2.0	32.1 5.1	0.0 ▲ 5.4	7.1 ▲ 1.0	85.7 12.8	28
シンガ ポール	0.0 ▲ 28.0	47.1 31.1	41.2 9.2	5.9 ▲ 6.1	5.9 ▲ 6.1	76.5 24.5	17
インド	37.5 2.7	6.3 ▲ 19.8	43.8 9.0	12.5 8.2	0.0 0.0	75.1 ▲ 16.3	16
フィリ ピン	6.3 ▲ 29.0	12.5 0.7	56.3 32.8	12.5 ▲ 5.1	12.5 0.7	50.1 8.9	16

(注1) 最大の回答率があった部分を網掛。  
(注2) 国・地域別下段は11年数値から前年を差し引いたもの。

[図表7] アジア拠点状況の推移(複数回答)



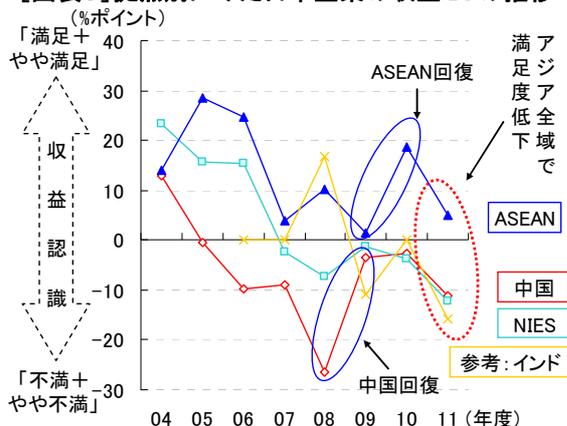
(注1) インドは06年調査より加えたため、それ以前のデータはない。  
(注2) 時系列データの扱いについては脚注4参照。

【図表8】拠点別にみた収益認識

		(単位: %、%ポイント、社)						
		満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満	DI	回答企業数
ASEAN	11年度	8.9	28.2	21.3	22.8	14.4	▲0.1	202
	10年度	15.8	30.2	21.8	13.9	12.9	19.2	202
中国	11年度	9.1	24.7	22.2	24.7	18.2	▲9.1	275
	10年度	12.4	23.4	19.3	23.1	16.9	▲4.2	290
NIES	11年度	8.5	18.3	29.3	22.0	15.9	▲11.1	82
	10年度	8.0	27.0	14.0	21.0	19.0	▲5.0	100
参考:インド	11年度	11.1	0.0	55.6	22.2	11.1	▲22.2	27
	10年度	7.1	21.4	46.4	17.9	7.1	3.5	28

(注1)「満足」～「不満」のなかで最大の回答率があった部分を網掛。  
 (注2)インド拠点は回答企業数が少ないために参考とした。

【図表9】拠点別にみた日本企業の収益DIの推移



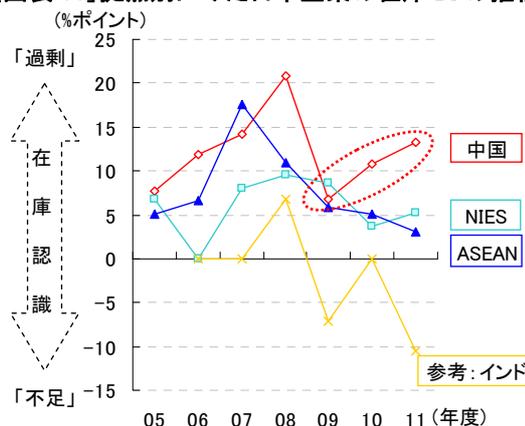
(注1)時系列データの扱いについては脚注4参照。  
 (注2)インド拠点は回答企業数が少ないため参考とした。

【図表10】拠点別にみた在庫認識

		(単位: %、%ポイント、社)				
		過剰	適正	不足	DI	回答企業数
NIES	11年度	7.3	78.0	2.4	4.9	82
	10年度	6.0	69.0	2.0	4.0	100
ASEAN	11年度	11.4	69.3	7.4	4.0	202
	10年度	8.9	73.3	4.5	4.4	202
中国	11年度	17.8	70.2	5.8	12.0	275
	10年度	14.1	70.7	5.2	8.9	290
参考:インド	11年度	0.0	66.7	14.8	▲14.8	22
	10年度	3.6	64.3	3.6	0.0	20

(注1)「過剰」、「適正」、「不足」の項目につき、最大の回答率があった部分を網掛。  
 (注2)インド拠点は回答企業数が少ないために参考とした。

【図表11】拠点別にみた日本企業の在庫DIの推移



(注1)時系列データの扱いについては脚注4参照。  
 (注2)インド拠点は回答企業数が少ないために参考とした。

インドでは日系自動車メーカーの現地生産拡大や素材需要の高まりを受け「輸送機械」の回答率が17%PT上昇、「鉄鋼」が5%PT上昇となっている。

(2) 収益満足度はアジア全域で大幅に低下

アジア拠点における現在の収益状況については、ASEAN、中国、NIES の DI<sup>10</sup>はいずれもマイナスかつ前回比で低下した(図表8)。収益 DI を時系列でみると、09 年度は金融危機後の景気回復を果たした中国が上昇し、10 年度は同 ASEAN が上昇した(図表9)。しかし 11 年度はアジア全域で景気が緩やかに減速したことに加え、特に ASEAN ではタイ洪水によるサプライチェーンの断絶も重なったため、

<sup>10</sup> 「満足」、「やや満足」、「どちらでもない」、「やや不満」、「不満」の5段階で選択を求め、「満足」と「やや満足」の合計から「不満」と「やや不満」の合計を差し引くことによって収益DIを求めた。

収益DIが大幅に低下したと考えられる。

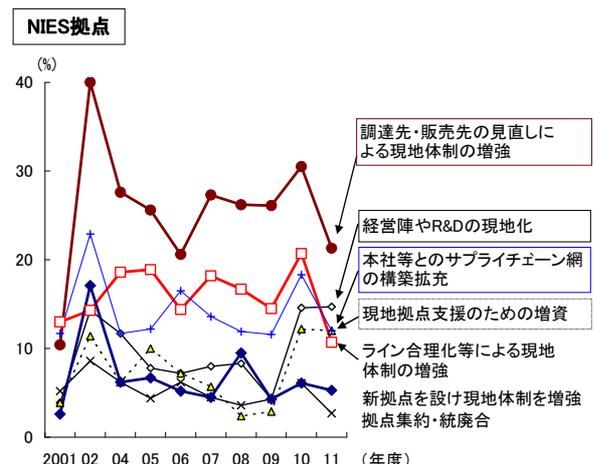
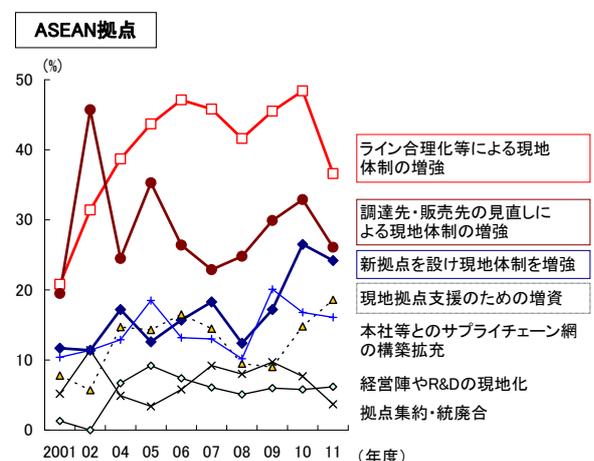
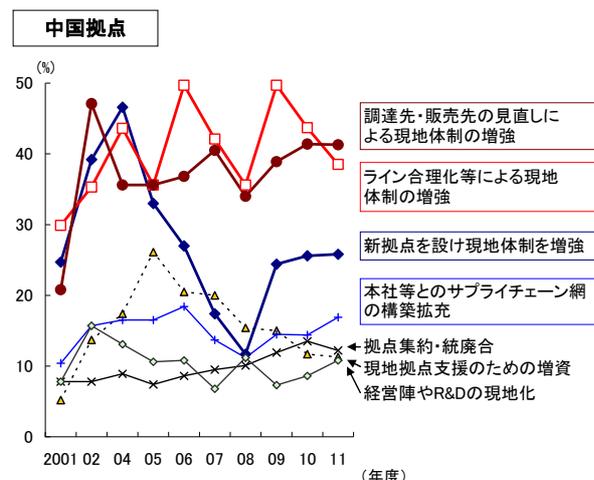
(3) 在庫は中国で悪化

アジア拠点の在庫状況については、地域を問わず「適正」の回答率が一番高く(図表10)、在庫DI<sup>11</sup>は前回調査に比べ ASEAN で 0.4%PT 低下、NIES で 0.9%PT 上昇、中国で 3.1%PT 上昇した。

時系列でみると、09 年度以降、ASEAN、NIES は概ね適正水準を維持しているが、中国は緩やかな上昇傾向にある(図表11)。10 年度は中国の景気回復を受けて日本企業が在庫を積み増したのに対し、11 年度は景気鈍化による「意図せざる在庫の積み上がり」が生じた可能性がある。

<sup>11</sup> 「過剰」、「適正」、「不足」の3段階で選択を求め、「過剰」から「不足」の回答を差し引いた。

【図表 12】各拠点での「今後の取り組み」推移①



(注)時系列データの扱いについては脚注4参照。

(4) 中国でサプライチェーン拡充、ASEAN で増資、インドで拠点新設の動き

各拠点の今後2～3年の取り組み検討項目をみると、中国拠点では「ライン合理化等による現地体制の増強」の回答率低下に対し、「新拠点を設け現地体制を増強」が高止まりするなど生産コスト削減から国内販売への重点シフトがうかがえる(図表12)。さらに「本社等とのサプライチェーン網の構築拡充」の回答率上昇は、自然災害によるサプライチェーン断絶の結果、中国拠点が代替調達先としての重要性を高めたことを反映したものと考えられる。

ASEAN 拠点では、「ライン合理化等による現地体制の増強」および「調達先・販売先の見直しによる現地体制の増強」の回答率低下に対し、「新拠点を設け現地体制を増強」が高止まりし、「現地拠点支援のための増資」が上昇した(図表12)。ASEAN が中国同様に市場としての重要性を高め、新規進出に加え、進出済み企業の資本増強による生産能力の拡大や販売網の拡充を図る動きが強まる様子がうかがえる。

NIES 拠点では、「調達先・販売先の見直しによる現地体制の増強」および「ライン合理化等による現地体制の増強」の回答率低下に対し、「経営陣やR&Dの現地化」と「現地拠点支援のための増資」が高止まりした(図表12)。R&D機能なども有する高度な生産拠点(韓国・台湾)や、投資立案機能なども有する地域統括拠点(香港・シンガポール)としての役割向上が考えられる。

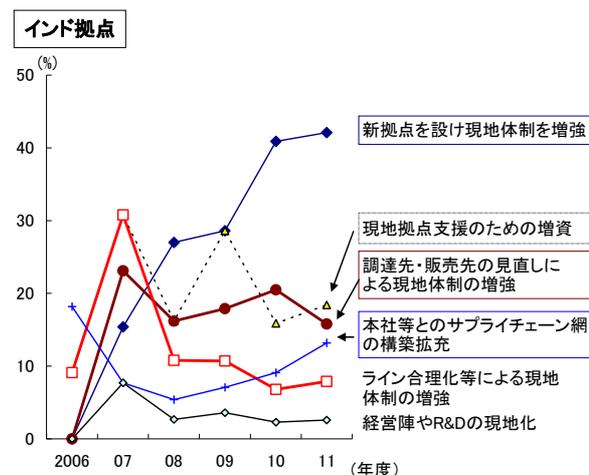
インド拠点では、「新拠点を設け現地体制を強化」の回答率が最も高く、これに「現地拠点支援のための増資」が続いた(図表 13)。中国や ASEAN に比べ進出数<sup>12</sup>がまだ少なく、新規進出や資本増強の余地が大きいことを反映したものと見えよう。

今回は、中国および ASEAN 拠点の現状と今後の取り組みについて詳しく見ていく。

【編注】本稿は、酒向浩二「アジアの景気動向への意識を高める日本企業～2012 年2月アジアビジネスアンケート調査結果」(みずほ総合研究所『みずほレポート』2012 年5月 28 日)の抜粋・転載です。原文は下記をご参照ください。

<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report12-0528.pdf>

【図表 13】各拠点での「今後の取り組み」推移②



(注 1) 時系列データの扱いについては脚注4参照。

(注 2) インドは 06 年調査より加えたためそれ以前のデータはない。

<sup>12</sup> 日本企業進出数は、中国2万社超(中国商務部発表)、タイ約8千社(タイ政府発表)に対して、インドは812社(在インド日本国大使館発表、2011年10月時点)。

## Topics



# 胎動するミャンマー ～改革開放に膨らむ期待と現実～

瀬谷 千枝 みずほコーポレート銀行 香港営業第一部  
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

豊かな資源、低廉かつ豊富な労働力、そして地政学的重要性と、多くの魅力を備えるアジアの『ラスト・リゾート』、ミャンマーがついに動き出した。2011年春の民主政権誕生から1年を経て、いよいよ欧米の経済制裁も停止・解除され、国内法の改正や規制緩和も徐々に進みつつある。労働集約型産業の拠点設置先候補として、また人口 6,000 万人を超える潜在市場として注目を集めるミャンマーの現状を紹介する。

### なぜ、今ミャンマーか

軍事政権によるアウン・サン・スー・チー氏の軟禁や、欧米諸国による経済制裁などマイナスのイメージが強く、投資先として高い潜在力を持ちながら、ASEAN 各国の中でも忘れられた存在となりがちであったミャンマー<sup>1</sup>。その同国が昨今、注目を集めるようになった背景には主に三つの理由が考えられる。

まず一つ目は、ミャンマー内政の民主化実現であろう。11年3月のテイン・セイン大統領率いる新政権の誕生以降、過去1年余りの間に、軍政下における政治犯の釈放やスー・チー氏率いる国民民主連盟(NLD)の政党承認、少数民族との停戦などの民主改革が次々と実現。12年4月の補欠選挙ではNLDの圧勝とともにスー・チー氏らが正式に国会議員として迎え入れられるなど、ミャンマーの民主化進展を内外に印象付けた。

<sup>1</sup> これまでの経緯については、弊行アジアビジネスレポート掲載の『閉ざされた「黄金の国」ミャンマー』(07年1月、アジアビジネスレポート19号)、『ミャンマー～待たれる経済開放とポスト総選挙の行方』(09年11月、同52号)、『“開放”待つ最後の楽園、ミャンマー(10年5月、同59号)』等を参照されたい。

二つ目は、こうした国内政治改革を受け、ミャンマーに対し厳しい経済制裁を課してきた欧米が制裁の一時解除を決定したことだ。日本政府も今年4月の首脳会談で、同国に対する債権放棄や ODA の再開を発表。さらに、ヤンゴン近郊のティラワ港後背地を経済特別区として開発するためのマスター・プラン策定に向け、事業化調査を日本の企業連合が行うなど、官民一体でミャンマーを支援していく姿勢を明確に打ち出している。

三つ目は、ミャンマーへの投資や外資企業進出の壁となっていた国内法・規制が改善に向かっていることだろう。12年4月には外国為替法が改正され、多重相場となっていた同国通貨・チャットの相場を統一したほか、経済特別区(SEZ)法や外国投資法などが次々と改正の見込みとなっている。

こうした内外からの改革・開放が、実質的な鎖国状態にあったミャンマーの変化への期待をさらに高めるとともに、ミャンマーの有する潜在力を改めて認識させ、海外企業の関心を引き寄せている——と言えるだろう。

## 高まる期待と日系企業の動き

さて、ミャンマー改革・開放への期待は、中国などにおける生産コストの増加やアジア市場化の動きと相まって、業種や規模の大小を問わず、企業のミャンマーへの投資・進出意欲を加速させている。特に12年に入ってからこうした動きが顕在化しており、ミャンマーへの新規投資あるいは投資計画を発表した日系企業だけで約20社に上る。実際、日本の縫製メーカーが日本からの直接投資としては9年ぶりに現地法人を設立したほか、進出済み企業も次々と人員の増強を図っている。当地では、旧・首都であるヤンゴンを中心に、ビジネス・チャンスを探る日系企業の視察が相次ぎ、ヤンゴン日本人商工会議所の会員企業も11年の53社から、12年末までに60社程度に増えるもようだ(図表1)。

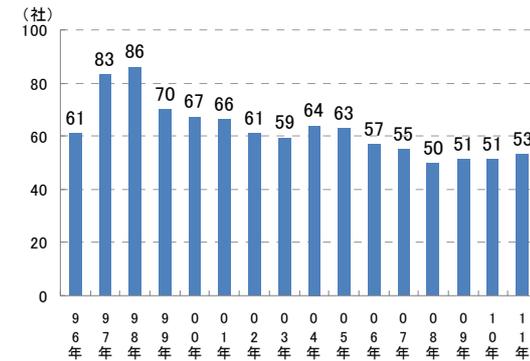
ただ、当地に進出する日系企業によれば、視察に訪れる企業は多いものの、そのほとんどは「時期尚早」として実際の投資には至らないという。投資意欲はあるのに、投資できない——。その最大の壁となっているのが、インフラ整備をはじめとするミャンマー全般の発展の遅れだ。

## 経済発展の遅れに残る課題

### ➤ 不足する工業団地

まず、労働集約型産業の企業が当地に進出しようとした場合、最初にぶつかるのが工場を建設可能な工業団地の用地がないという現実だ。ミャンマー国内には20カ所以上の工業団地があり、そのほとんどがヤンゴン近郊に集中している。しかし、これらのほとんどが地場企業向けに設けられたものであるため、電気や水道、道路などのインフラが整っていない。外資企業が入居可能と思われる既存の

【図表1】ヤンゴン日本人商工会議所会員企業数の推移



資料:JETRO

【図表2】



ヤンゴン市内の日系工業団地。12年春までに全区画が成約済みとなった

工業団地は限られており、かつ12年6月現在で、既に開発・整備済み用地はすべて成約済みとなっている(図表2)。

こうした中、投資先候補として注目を集めているのが、先述のティラワ港 SEZ 開発計画である。現地でのヒアリング等によれば、SEZ 法の整備とともに、同港周辺地域を SEZ に認定した上で、日本をはじめとする外資が中心となり、次期総選挙が行われる15年までに工業団地などを開発する計画とされる。ただ、現時点で計画図にある港の後背地は水田等があるだけの未開発エリア(次頁図表3)で、順調に計画策定・開発・整備が進んだとしても15年までの完成は難しいとの見方が大勢だ。ティラワのほかにも、同様の SEZ 開発計画が主要港湾計画地

にいくつかあるものの、いずれも工業団地に入居可能な状態になるまでには数年を要するとみられているようだ(図表4)。

用地が確保できないとなれば、既に当地で操業する外資あるいは地場企業への委託生産が考えられるが、これまで当地で加工貿易を行ってきた企業は100%輸出を前提とした縫製業が主体で、電気・電子関連や二輪・四輪車などに対応可能で、国際水準を満たしうる能力を備えた地場系企業はごくわずかに限られる。加えて、国内市場をターゲットとする製造業企業の進出・成功例もほとんどなく、未知数の部分が多いのが現状だ。

➤ 電力不足は深刻化

製造業にとってはさらに喫緊の課題として、電力不足があげられる。同国ではかねて発電施設の不足や電力ネットワークの老朽化等が指摘されていたが、今春起きた民族抗争で変電所の一部が破壊

【図表3】



ティラワ港 SEZ 開発予定地の整備はこれから

されたことで、ヤンゴンエリアでの電力供給が不安定化。また、民主化を掲げる新政権が生活需要への対応を優先させるようになったことで、これまで比較的優先的な供給を受けていた工業団地で電力が不足気味になるなど、思わぬ影響が出始めているという。

操業中の企業によると、電力不足については従前からの課題であったこともあり、自家発電で対応しているが、生産コストを引き上げる要因になって

いるという。ミャンマーは水力発電が可能であり、中国の援助で建設され、稼働している発電所もあるが、これらは中国への売電を行っており、ミャンマー国内への電力供給は限定的なものに過ぎない。今後、経済発展とともに電力需要が増大すれば、電力不足が大きな負担としてのしかかってくる可能性が高いだろう。

➤ 国内市場の近代化はこれから

他方、サービス業においてミャンマー国内市場を念頭に進出を検討する企業も多いが、内販向け

【図表4】

港湾名	概要
ヤンゴン港	Asia World Port、Myanmar Industrial Port、Government Port の3つの港の総称。市街地に隣接、コンテナ中心
ティラワ港	ヤンゴン市から南東に30km、ヤンゴン港から16kmの補完港。後背地開発につき日本政府等が計画策定中
チャオピュー港	中国が港湾開発(石油・ガスターミナル)に着手済み、12年12月完成予定。今後、商業利用のための法制度整備予定
ダウエー港	08年よりタイが港湾開発中。SEZ認定済み
シットウェー港	インドが港湾開発中。13年完成予定

(資料)ジェトロ、ヤンゴン日本人商工会議所資料等

についてはまだ外資規制の壁が残っている。このため、新規で外資 100%による輸入販売等を実現するのは難しく、ヤンゴンなどで展開している外資系の小売店舗等については地場企業との合弁や提携といった形態をとっているのが現状だ。

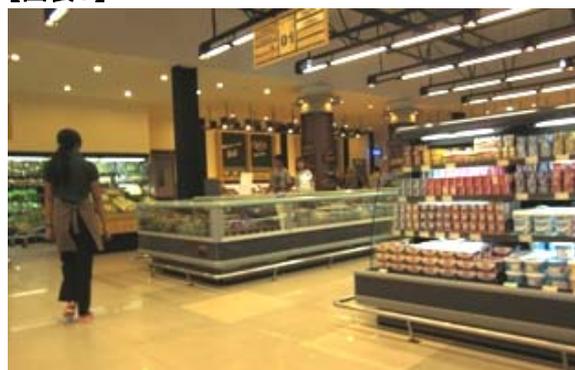
また、中間所得者層が育ちつつあり、ショッピングモールやスーパーマーケットも登場し始めている(図表5)。とはいえ、そうした光景が見られるのは同国最大の商都であるヤンゴンの一部に限られる。過去 10 年以上にわたる経済制裁で国内市場の発展が遅れたこともあって、消費者の大部分は低所得者層にあたるほか、消費形態も昔ながらのローカル・マーケットや家族経営の小規模小売店で、クレジットカード等も普及していないため現金取引が主体だ。他の ASEAN 新興国と同様、今後の経済成長に伴い、都市部では先行的な市場化が進むとはみられるものの、国内市場全体の近代化には今しばらくの時間が必要であろう。

### ▶ブームの余波

このほか、昨今、問題となっているのがオフィスビルや駐在員用の住宅、ホテルの客室などの不足と価格高騰だ。既に当地に進出する企業からは、オフィス物件の契約更新時に、賃料を倍以上に引き上げられたケースが聞かれたほか、本格的な投資に向け駐在員事務所設立を検討するも、オフィス・住宅物件が確保できず、やむなく断念するケースもあるようだ。

ヤンゴン市内の大規模な商業ビルや高級アパートメント等は限られており、大規模不動産開発の計画も見当たらないことから、こうした状況は当面続くとみられ、投資検討におけるマイナス要因となろう。

【図表5】



ヤンゴン市内のスーパーマーケット。生鮮食品のほか、日本食品も並ぶように

### 先行メリットか、様子見か

11 年の東日本大震災やタイの洪水、また中国等における生産コストの増加やアジア市場化の動きを受け、アジア新興国への投資意欲が高まる中で、ミャンマーがひととき注目される存在であることは疑うべくもない。一方、昨今の報道等による「民主化」や「開放」の動きはまだまだ始まったばかりであり、日系企業にとって、政策・法規制、インフラ、金融等あらゆる面において大きく投資環境が好転したというまでには至っておらず、現地では「期待先行」「過熱気味」と困惑する声が多く聞かれた。

一方で、各種規制の緩和や民主化の兆しが人々を活気付け、ミャンマー全体が改革の方向に向かっていくことも事実である。温和で敬虔な仏教徒

が多く、英語も通じ、労働コストも安価なミャンマーは、労働集約型の輸出加工企業にとって魅力的な投資先と映るであろう。また、購買力がある富裕層を中心に、タイやシンガポールなど近隣各国からの輸入品が消費意欲を増大させている。先に述べたとおり、物件の不足や外資規制など、国内市場狙いの進出も容易ではないが、中間所得層の形成とともにサービス業企業にとっても魅力的な市場に成長する可能性は高い。

冒頭で挙げた、①民主化、②経済制裁解除、③法・規制改革という3つの期待は、それぞれ相応の時間をかけて進んでいく、換言すれば、すぐさま実現できる類のものではない。また、現政権の改革・開放政策の行方や、道路や電力、工業団地、オフィス・商業物件等、あらゆる方面でのインフラ整備についてもこれからという現状を鑑みると、日系企業が本格的な投資を行うに当たっては、ある程度のリスクを負うことが必要になると考えられる。今後、ミャンマーへの投資を検討する企業は、これまで以上に綿密な調査と慎重かつ大胆な経営判断を求められよう。



## 【India】インドの税制 第39回

## 2012年度インド予算案の概要

## ～税制改正のハイライト(後編)～

東野 泰典、間瀬 康弘 KPMG インド

1. はじめに

本稿では、前回<sup>1)</sup>に引き続き、2012年度インド予算案の概要について、個人所得税および間接税関連項目を中心に解説を行う。

2. 直接税関連—個人所得税

## 2-1 低減税率適用所得幅の変更

個人所得税の低減税率(無税・10%・20%)の

適用所得幅が図表1のとおり変更となった。  
(2012年4月施行)

改正の結果、図表2のとおり最大2万 2,660Rsの減税となる。一方で、「3.間接税関連」において解説するが、家計に影響を及ぼす物品税・サービス税・相殺関税(CVD)といった間接税の増税が同時に発表されており、個人所得税の減税により間接税増税への国民不満を緩和する意図もあるも

【図表1】

改正前		改正後	
所得	税率	所得	税率
180,000Rs まで	n/a	200,000Rs まで	n/a
180,001Rs 以上、500,000Rs まで	10%	200,001Rs 以上、500,000Rs まで	10%
500,001Rs 以上、800,000Rs まで	20%	500,001Rs 以上、1,000,000Rs まで	20%
800,001Rs 以上	30%	1,000,001Rs 以上	30%

(注)Rs=インドルピー。以下、同。

【図表2】

	改正前後の税額比較		
	想定所得金額		
	500,000Rs	1,000,000Rs	1,500,000Rs
改正前の税額	32,960Rs	156,560Rs	311,060Rs
改正後の税額	30,900Rs	133,900Rs	288,400Rs
減税額	2,060Rs	22,660Rs	22,660Rs

<sup>1</sup> 本誌第12号(2012年5月号)ご参照。

【図表3】

項目	記載が求められる主な情報
国外銀行口座情報	銀行名、銀行住所、口座保有者氏名、今年度の最高残高
投資情報	投資先企業等の名称・住所、総投資額
所有する不動産の情報	不動産の住所、価額

のと推測される。

## 2-2 個人所得税確定申告時の国外資産情報報告義務の新設

2011年度(11年4月～12年3月)の個人所得税確定申告から、居住ステータスが「通常の居住者」(詳細は後述)となる個人については、当該個人が保有する一定の国外資産情報を確定申告書に記載することが義務付けられた。記載が必要となる主な情報は図表3のとおりである。

「通常の居住者」に該当する個人は、給与以外の収入を含む全世界所得についてインドで個人所得税の課税対象となる。すなわち、インドに駐在する日本人がインド所得税法上の「通常の居住者」に当たる場合には、当該個人が日本国内で保有する銀行口座に関する利子や、日本国内でアパート等の不動産賃貸を行っている場合の家賃収入等についてもインドでの課税対象となる。本件改正は従来適切に申告が行われにくかったと考えられる上記のような所得について、所得の源となる海外資産情報の提出を求めることにより適切な納税を促すとともに、インド税務当局が個人

所得税の税務調査を行う際の根拠情報とすることが目的であると考えられる。

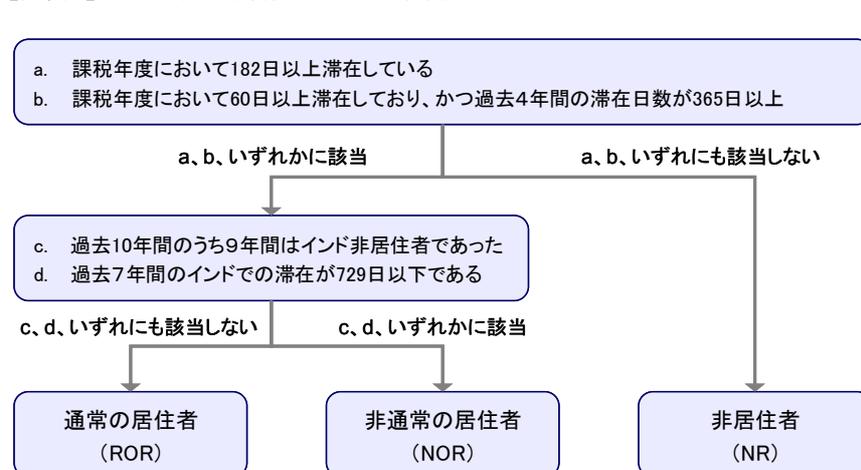
なお、通常の場合、インド駐在3年目、もしくは4年目から「通常の居住者」に該当することとなるが、本件改正は「通常の居住者」に該当する日本人駐在者にも直接的な影響を及ぼすため、参考までインドにおける居住ステータス決定プロセスを図表4に示す。

## 3. 間接税関連

### 3-1 相殺関税率の上昇および相殺関税にかかる教育目的税の廃止

インドの輸入関税は基本関税(Basic Customs Duty = BCD)、相殺関税(Countervailing Duty = CVD)、特別追加関税(Special Additional Duty =

【図表4】インドにおける居住ステータス決定プロセス



-SAD)の3種類、および税額に対して3%上乘せされる教育目的税から構成される。今回の改正により相殺関税の税率が10%から12%に増税されるとともに、相殺関税に関する教育目的税が廃止された。相殺関税の増税は後述する物品税の増税に対応して実施されたものである。改正前および改正後の関税計算例は図表5のとおりである。なお、計算例は基本税率を使用しているが、物品により税率が異なる場合もあるため留意願いたい。(12年3月17日施行)

### 3-2 物品税率・サービス税率の上昇

物品税(Central Excise Duty)とはインド国内における製造行為に対して課される国税である。また、サービス税(Services Tax)はインド国内にお

けるサービス提供に対して課される国税である。今回の改正により物品税率・サービス税率は10%から12%に増税された。また、物品税については必需品等に適用される優遇税率も5%から6%に引き上げられ、1%の税率が適用される130の優遇品目も2%に税率が引き上げられている。物品税・サービス税はリーマン・ショック後の09年2月に、景気刺激策の一環として12%から10%に減税されていたが、今回、インフレ対策等の一環として再び増税されることとなった。(物品税:2012年3月17日施行、サービス税:同年4月施行)

【図表5】

	改正前		改正後	
① 輸入価格		100		100
② 基本関税(BCD) ①×税率	10%	10	10%	10
③ 小計 ①+②		110		110
④ 相殺関税(CVD) ③×税率	10%	11	12%	13.2 変更点
⑤ 教育目的税 ④×税率	3%	0.33	-	- 変更点
⑥ 小計 ②+④+⑤		21.33		23.20
⑦ 教育目的税 ⑥×税率	3%	0.6399	3%	0.696
⑧ 小計		121.9699		123.896
⑨ SAD ⑧×税率	4%		4%	4.9558
⑩ 総計 ⑧+⑨				128.8518
実効税率		26.85%		28.85%
(うち相殺可能)		16.21%		18.15%
(うち相殺不能—コスト)		10.64%		10.70%

### 3-3 サービス税に関するネガティブ・リスト方式の採用

従来、サービス税の課税対象となるサービスを税法上で限定列挙していたが、今回の改正によりネガティブ・リスト方式が導入されることとなった。新方式ではサービスの定義を明らかにしたうえで、サービス税の対象とならない項目をネガティブ・リストとして列挙し、当該リスト以外のサービスをすべて課税対象とする。ネガティブ・リストに含まれる主なサービスは、農業、教育、政府組織により提供されるサービス等である。(12年6月施行)

### 3-4 「サービスの輸出」に関する定義の明確化

インドサービス税法上では、サービスの輸出、すなわちインド国内から国外に対してサービスが提供された場合についてはサービス税は課税されない。今回の改正により、サービス輸出に関する定義が明確化され、以下の5つの条件を満たすサービスについてサービスの輸出に該当するものとされた。

- サービス提供者がサービス税課税地域に所在
- サービス受領者がインド国外に所在
- 提供されるサービスはネガティブ・リストに該当しない
- サービス提供の場所はインド国外である
- 支払いが交換可能な外貨でなされること

なお、現在、サービスの提供の場所がインド国外かどうかを判断するための基準を作成中であるとしており、当該基準の公表が待たれる。

### 3-5 GST(Goods & Services Tax)導入時期に関する明言なし

インド政府は数年前より、現存する多種の間接税を統合したGSTの導入を目指している。今回の予算案では、GST導入時期に関する明言はなかったが、GSTネットワークシステムの構築やGST関連法令のドラフト作業が進行中であることが発表されている。インドの複雑な間接税制が企業活動の足かせになっていることは周知の事実であり、GSTへの早期移行が望まれる。

## 4. Finance Bill による一部修正

インド予算案での税制改正事項は、例年 Finance Bill という名称でインド国会に提出され決定される。その過程で予算案での発表事項の一部が修正される。今回の Finance Bill においてもいくつかの修正が行われているが、主な修正項目として当初12年4月からの適用が予定されていた一般的租税回避防止規定 (General Anti Avoidance Rule = GAAR) の導入が1年間延期され13年4月からとなった。また、予算案ではGAARの対象となった取引が租税回避行為でないことを立証する責任を納税者が負うこととされていたが、Finance Bill では当該部分が削除され、税務当局側が立証責任を負うこととされた。

## 5. おわりに

2回にわたり2012年インド予算案について解説したが、今回の予算案による改正は、物品税・サービス税・相殺関税の2%増税をはじめとして、企業にとって厳しい内容となっている。また、直接税関連項目は税法の改正が遡及的に適用される等、法令の安定性を損なうともいえる改正が提案され

ている。今回の改正は例年と比較しボリューム・重要性ともに大きく、企業への影響度も高いため、各日系企業においても税制改正内容を理解し、自社へのインパクトを分析することが重要と考えられる。

※次回は第 16 号に掲載します。

**東野 泰典**  
(ひがしの やすのり)

KPMG インド  
シニアマネジャー  
米国公認会計士



2001年朝日監査法人東京事務所入社。日本国内において、製造業、小売業等の上場会社及び外資系企業の会計監査業務、M&Aトランザクションサービス等に従事。07年8月～10年8月、あずさ監査法人からメキシコ・ティファナ事務所に赴任。10年10月よりKPMGインド・デリー事務所に日系企業担当シニアマネジャーとして赴任。投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。

**間瀬 康弘**  
(ませ やすひろ)

KPMG インド  
マネジャー  
日本国公認会計士



2005年12月にあずさ監査法人東京事務所に入所。日本国内において、主に総合電機メーカー、不動産会社等の会計監査及び国際会計基準に関するアドバイザリー業務に従事。10年7月よりKPMGインド・チェンナイ事務所に日系企業担当マネジャーとして赴任。南インドに在住する日本国公認会計士第一号として、投資・会計・税務・M&A等の面からインド進出企業をサポートしている。



## 【Vietnam】

# ベトナムにおける商社・販売会社設立の概要と最新の実務上の留意点

ダン ゴック ティー I-GLOCAL CO., LTD.

## 1. はじめに

ベトナムでは2007年のWTO加盟により、09年1月1日以降、100%外資による商社および販売会社の設立が認められている。それに伴い、今まで駐在員事務所としてベトナムに進出していた商社の現地法人化や、ベトナムの内需を狙って進出する販売会社の進出が非常に多くなっている。しかし、ベトナム政府としては、雇用をあまり創出しない外資系の商社がベトナムに進出し、ベトナム国内企業の成長を妨げることを警戒しており、実際の会社設立申請・認可に当たってさまざまな条件を課し、外資系商社・販売会社（以下、商社）のライセンスを制限している。そこで本レポートでは、ベトナムにおける外資系商社ライセンスの概要を説明した上で、最新の実務上の留意点について言及する。

## 2. ベトナムの外資系商社ライセンスの概要

まずはベトナムの外資系商社ライセンスの概要として、商社ライセンスの活動の範囲と、認可のプロセスについて説明する。

### 2-1 外資系商社ライセンスの活動範囲

外資系商社ライセンスの活動範囲は、次の三つの権利に分けられている。

- 輸入権: ベトナム国外の商品をベトナム

国内に輸入し、該当商品の販売権を有する企業に販売する。つまり、輸入権を取得すると、同時に卸売もできると一般的に解釈されている

- 輸出権: ベトナム国内の、販売権を有する企業から、商品を購入し輸出する
- 販売権(流通権): 卸売だけでなく、小売販売権が含まれている

なお、ベトナムでの「小売」は、最終消費者に販売する活動と定義されているが、その「最終消費者」は個人に限定されず、転売せずに自ら商品を利用する企業も含まれている。そのため、生産材料としての商品を製造企業に販売する活動や、文房具等の消耗品を企業に販売する活動も「小売」となる。これは他国で一般的に利用されている「小売」の定義より範囲が広いため、注意が必要である。

商社ライセンスを申請する際には、上記の権利を正確に理解し、申請する必要がある。輸入権と輸出権のみの申請であれば、企業所在地の地方当局レベルのみの認可でライセンスの取得が可能だ。しかし販売権を申請する場合には、ベトナム中央の省レベルの認可まで必要となる。そのため、自社商品を海外からベトナムに輸入し、卸売業者

に販売することしか想定していない企業の設立であれば、あえて販売権を申請せず、時間とコストを節約することも可能である。

2-2 外資系商社ライセンスの審査フロー

まず、通常の現地法人設立の場合には、ライセンス申請書類を管轄地方の計画投資局に提出する。計画投資局は申請書類の審査を行い、審査結果を同地方の人民委員会に報告し、人民委員会はその報告に基づきライセンスを発行する(図表1)。

これに対して商社ライセンスの場合、法律の規定では、商品の輸出入権のみの申請であれば地方の計画投資局で申請書類の審査を実施できる。しかし、販売権も申請するとなると、人民委員会に審査結果を報告する前に、中央レベルの政府機関であるベトナム商工省の承認を得る必要がある。実務上は、取扱商品により、輸出入権のみ

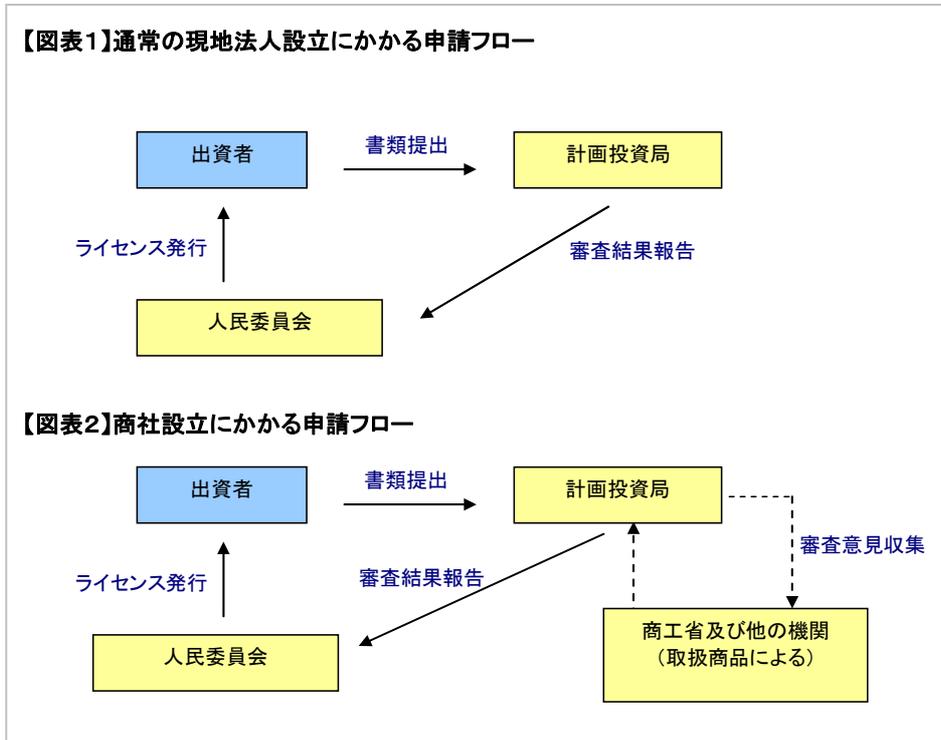
の申請に対しても商工省に承認を求めるケースもある。また、商工省だけではなく、取扱商品の特殊性(化学品、農薬品、薬、建材など)に応じて専門管轄機関(農村発展農業省、医療省、建設省など)にも審査の可否について見解を求めることになる。特に、ホーチミン市の申請では、最近、商工省の傘下であるホーチミン市商工局にも書類を回覧し、確認を求めているようである。このように多くの政府機関の見解を得る理由は、計画投資局が審査結果の責任をできるだけ回避するためと考えられる。

このように、多くの政府機関が関連しているため、商社ライセンスの取得には多くの時間を要し、通常3~6カ月程度、長い場合は1年以上かかることもある。

3. 外資系商社ライセンス取得における実務上の留意点

上記で説明したとおり、商社ライセンスの申請に

は多くの政府機関の認可を得る必要があり、厳しく審査されている。そのため、実際のライセンス取得現場では、さまざまな困難に直面し、思うようにライセンスが取得できないケースが多い。事例を挙げればきりが無いが、下記にて、主な実務上の留意点について説明する。



### 3-1 取扱商品の制限

#### 3-1-1 HSコードによる制限

法律で規定されているわけではないが、ベトナムローカル商社ライセンスでは「〇〇(商品の種類)の輸出入・売買の実施」とだけ記載されている一方で、外資系商社ライセンスでは商品の種類ではなくHSコード(10桁の商品の輸出入統計品目コード)の最初の4桁が明記される。そして、商社設立後には、ライセンス上に記載されたHSコード以外の品目は取り扱うことができない。

そこで、申請時に将来的に取り扱う商品も含めたHSコードを申請しなければならないが、登録数が多いと、当局の勝手な判断により、一部のHSコードがライセンス上で削除されることがある。また、親会社の事業と関係の薄い品目のHSコードが却下されることもある。一度設立した後に、必要なHSコードを追加申請すると時間がかかるため、実務上は、本社の事業内容に関連したHSコードを、50HSコード(4桁)以内に抑えて申請することをお勧めしている。

#### 3-1-2 ベトナム政府に奨励されていない商品のリスト

WTO加盟に対するベトナム作業部会の報告第146段落において、WTO加盟後、すべての外国企業および個人は、ベトナムの管轄官庁に登録さえすれば、同報告書8(a)「輸入品開放ロードマップ」、8(b)「輸出品開放ロードマップ」および8(c)「国家商社企業向けの商品」表で制限されている品目以外は、輸出入を実施することが認められるとされている。

また、政令 Decree 12/2006/ND-CP および決定

Decision 10/2007/QD-BTMにより、輸入禁止品目、輸出禁止品目および販売禁止品目が規定されており、原則として、その品目に該当しない商品であれば、当局の許可を受けられるとされている。

しかしながら、昨年以降はベトナム商工省の指導により、各管轄機関が商工省発行の「輸入を奨励しない商品リスト」および「ベトナム国内で生産可能な設備・材料リスト」に基づいて、取扱商品の認可を行う傾向がある。同リスト掲載品目を申請する場合、当局に何度も追加説明を要求されるなど審査に時間がかかり、最終的に認可されないケースもある。従って、申請の前には、申請予定のHSコードがこのリストに含まれるか否か、また含まれるのであればそれが本当に必要なHSコードか否かを事前に調査・検討することをお勧めする。

#### 3-2 活動期間の制限

ベトナム投資法では、投資家は投資案件の活動期間を選択する権利があると規定されている。しかし実務上は、商社をはじめとする非製造業は、投資額や労働者数が製造業に比べて少ないため、ライセンス上の活動期間は最長で20年となっている。特に、最近ホーチミン市で設立される外資企業の活動期間は短縮化の傾向にあり、このうち商社の活動期間は10年間のライセンスが多く、中には5年間とされるケースもある。期間満了時の延長申請は原則として可能とされているものの、現時点では期間満了のケースがまだ出しておらず、実際に認可されるかどうかは不透明である。

#### 3-3 三国貿易の制限

最近発行される商社ライセンスには、「輸出権の実施範囲には、輸入商品を輸出することは含ま

れない」との文言が記載される場合が多い。現状、ベトナム政府は上記文言の正確な解釈を公表していないため、下記の二つの解釈が存在している。

- ① 自社がベトナムに輸入した商品を、そのまま再輸出することはできない
- ② ①に加え、契約上は、ベトナム現地法人が外国企業から商品を購入し、他の外国企業にその商品を販売するが、商品自体はベトナムに入らず、外国企業から外国企業に輸送されるスキーム(三国貿易のスキーム)もできない

上記②の解釈によって大きく影響を受ける企業は、同文言が記載されないよう、法律事務所や会計事務所を通じて事前に当局と交渉することをお勧めする。

### 3-4 小売店舗の設立制限

法令上は、商社ライセンスを初めて申請する場合、小売店舗(1店舗のみ)の設置をあわせて申請することが認められている。しかし、実務上は、店舗に関する書類(賃貸契約書および物件所有者に関する書類等)の提出が必要であり、また、計画投資局は店舗設立の可否に関して関連機関(交通管理機関、店舗所在地の人民委員会等)に審査意見を聞くため、商社ライセンスの取得自体にも影響を与えてしまう。そのため、店舗設立を申請せず、商品を一時的に倉庫に保管し、その後、直接顧客に輸送するケースが多い。

また、現在の規定では、外資系小売業が多店舗展開を進める場合、2店舗目以降の出店については、出店希望地域における既存小売店舗数・市場の安定性・人口密度等の判断基準により、その

可否を地方の人民委員会が判断するとされている。この出店の可否にかかる判断基準・審査プロセスは必ずしも明確ではなく、外資系小売業の展開を阻害し、競争力に不利な状況を作り出してしまっている。

### 3-5 駐在員事務所から現地法人化する場合の留意点

外資系 100%の商社の設立は 08 年まで認められておらず、また現在も難易度は高い。このため、まず駐在員事務所を設立し、市場調査や顧客開拓を行ってから現地法人化するケースは少なくない。その場合、次の点に留意されたい。

- ① 駐在員事務所の所長をそのまま現地法人の法的代表者(社長)にするケースが多いが、法令上は、駐在員事務所の所長と現地法人の法的代表者(社長)の兼任は認められていない。以前は、現地法人設立の申請時に一時的な兼任が例外的に認められるケースがあったものの、最近では認められなくなっている。そのため、事前に事務所の所長変更を行うか、または一時的に別の者を現地法人の法的代表者にし、ライセンス取得後に、法的代表者の変更手続きを行う必要がある。
- ② 現地法人の登記場所を駐在員事務所のオフィスにしようとするケースが多いが、二重登記は認められていないため、設立申請前にオフィスの利用面積を分け、駐在員事務所と現地法人でそれぞれ賃貸契約を締結しなければならない。

#### 4. おわりに

ベトナムにおける商社ライセンス取得の実態からは、WTO 加盟のため国内企業が未成熟な段階で市場開放を約束せざるを得なかったという背景のもと、ライセンス取得にさまざまな障壁を設けて国内企業の保護を図ろうとするベトナム政府の意向がうかがえる。こうした障壁は WTO 加盟条約に違反するとの指摘もあり、いずれは政策変更を余儀なくされるであろう。しかし、市場としての潜在力の高いベトナムへの早期進出を検討する企業にとっては、政策の是正を待つ余裕はないため、本レポートで述べたような現状の課題を十分に調査した上で、商社ライセンス取得を進めることをお勧めする。

#### 【参考文献】

- ベトナム WTO に対するサービス関連保証表
- 投資法 59/2005/QH11 号
- 外資企業の商品売買および商品売買に係る活動に関する商法の細則を規定した 2007 年 2 月 12 日付政令 23/2007/ND-CP
- 政令 23 の施行ガイドラインである 2007 年 7 月 17 日付通達 09/2007/TT-BTM
- 通達 09 の改正版として発行された 2008 年 4 月 14 日付通達 05/2008/TT-BCT
- 商品売買および商品売買に係る活動実施ロードマップに関する商工省発行 2007 年 5 月 21 日付決定 Decision 10/2007/QD-BTM
- 物品の国際販売、販売代理店、購入代理店、外国当事者との物品の加工および通過に関する商法の施行細則を規定する政府発行 2006 年 1 月 23 日付 Decree 12/2006/ND-CP

※次回は第 16 号に掲載します。



**I-GLOCAL**  
incubate the next



**DAM NGOC THY**  
(ダン ゴック ティー)  
マネージャー  
I-GLOCAL CO., LTD.

1985 年生まれ。ホーチミン市国家大学人文社会科学大学の日本語学科卒業。大学在学中、交換留学生に選抜され、京都ノートルダム女子大学に1年間留学。

2008 年より I-GLOCAL CO., LTD.に参画。日本企業のベトナムへの進出の支援や現地の日系企業の法務、人事労務、税務コンサルティングに従事。



## 【China】解説・中国ビジネス法務 第4回 独占行為に起因する民事紛争事件の 審理における法律適用の 若干問題に関する規定

山口 健次郎 森・濱田松本法律事務所

### 一、本規定の公布の背景

2012年5月3日、最高人民法院は「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」(以下、「本規定」)を公布し、同年6月1日に施行しました。この背景には、08年8月1日に中国初となる「独占禁止法」の施行から4年近くを経たものの、同法に関連した民事訴訟が増えていないことが挙げられます。

すなわち、独占禁止法に関連する民事訴訟の解決には高い専門性が求められるにもかかわらず、担当の裁判所および裁判官に同法関連の民事訴訟を取り扱うに十分な専門性が備わっているとは言い難く、「民事訴訟」を紛争解決の手段として選択しづらくなっていたことが考えられます。また、原告側も、仮に独占禁止法に関連した紛争解決の手段として「民事訴訟」を選択したくとも、勝訴するに十分な立証を行うための専門性の不足を懸念し、訴訟に踏み出せない場合も多く、こうした点も独占禁止法に関連した民事訴訟の案件増を阻む要因の1つとなっていたと思われます。

そこで本規定では、より専門性の高い裁判所に管轄権を与えるとともに、原告側の立証責任を軽減することが規定に盛り込まれました。以下では、その具体的な内容を簡単に紹介したいと思います。

### 二、本規定の内容

#### (1) 裁判に至る手続きおよび裁判管轄

本規定第2条によれば、原告は、人民法院において民事訴訟を直接提起するか、または独占禁止法執行機関(商務部、国家工商行政管理総局および国家発展改革委員会を含み、独占行為の種類によって管轄機関が決定)による独占行為の処分決定が効力を生じた後、人民法院において民事訴訟を提起すると規定されています。したがって、原告側としては、まず、直接訴訟を提起する方法、または、行政機関による処分をもって訴訟を提起するという方法のいずれかを選択することになります。

次に、いずれにせよ原告側が訴訟を提起する段階に至った場合、本規定第3条によれば、当該独占禁止法に関連した民事訴訟の第一審は、省・自治区・直轄市人民政府が所在する市・計画単列市<sup>1</sup>の中級人民法院、または最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄するものと規定されており、基層人民法院<sup>2</sup>は、最高人民法院の認可を得た場合に限り管轄できると規定されています。

<sup>1</sup> 国家計画の編成時に省レベルと同等の単位として扱われるなど行政上の特別権限を持つ都市。日本の政令指定都市に類似。

<sup>2</sup> 日本でいう地方裁判所に相当。

したがって、原告側が独占禁止法に関連した民事訴訟を提起した場合には、中級人民法院または裁判所が認可する基層人民法院が第一審を担当するという建て付けになっており、本規定は、より専門性の高い裁判所に管轄権を与えているものと評価することができます。

## (2)原告の立証責任

本規定第7条によれば、挙証責任については、係争中の独占行為が商品の価格を固定または変更すること等の独占合意(独占禁止法第13条<sup>3</sup>)に関するものである場合、独占合意自体は原告が立証することが必要ですが、被告は、当該合意が競争を排除または制限するものではないことについて挙証責任を負うものと規定されております。ただし、上記(1)でも述べましたように、原告側が行政機関による処分をもって訴訟を提起するという方法を採用した場合には、独占合意については、当該行政機関の判断に依拠することができるため、原告側が改めて独占合意についての立証責任を負担することはなくなるものと思われま

また、本規定第8条によれば、係争中の独占行為が市場における支配的地位の濫用に該当する

<sup>3</sup> 独占禁止法第13条(競争関係を有する事業者による独占合意の禁止)

競争関係を有する事業者が次の各号に掲げる独占合意を結ぶことを禁止する。

- (1) 商品の価格を固定し、または変更すること
- (2) 商品の生産数量または販売数量を制限すること
- (3) 販売市場または原材料調達市場を分割すること
- (4) 新技術、新設備の購入を制限し、または新技術、新製品の開発を制限すること
- (5) 共同して取引を排斥すること
- (6) 国务院独占禁止法執行機構が認定するその他の独占合意

本法にいう独占合意とは、競争を排除し、もしくは制限する合意、決定、またはその他の協力的行為を指す。

場合(独占禁止法第17条第1項<sup>4</sup>)、原告は、被告が関連市場において支配的地位を有すること、および当該支配的地位を濫用していることを証明しなければならないと規定されています。一方で、本規定第9条によれば、公共企業<sup>5</sup>、または法律により独占的地位を有するその他の経営者(例えば、小中学校の教科書調達業務における新華書店等)による支配的地位濫用が問題となっている場合には、人民法院は、具体的な市場構造および競争状況に基づいて、被告が関連市場において支配的地位を有すると推定することができるものと規定されております。

更に、本規定第10条によれば、被告の関連市場における支配的地位を証明する際に、原告は、被告が公表した情報を証拠として利用することが

<sup>4</sup> 独占禁止法第17条(支配的地位の濫用行為)

市場における支配的地位を有する事業者が次の各号に掲げる市場における支配的地位の濫用行為に従事することを禁止する。

- (1) 不公平な高価格で商品を販売し、または不公平な低価格で商品を購入すること
- (2) 正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売すること
- (3) 正当な理由なく、取引相手との取引を拒否すること
- (4) 正当な理由なく、取引相手が当該事業者とのみ取引を行うことができるよう限定し、またはその指定する事業者とのみ取引を行うことができるよう限定すること
- (5) 正当な理由なく、商品を抱き合わせ、または取引においてその他の不合理な取引条件を付加すること
- (6) 正当な理由なく、条件が同一の取引相手に対し、取引価格等の取引条件において差別的取扱をすること
- (7) 国务院独占禁止法執行機構が認定するその他市場における支配的地位を濫用する行為

本法にいう市場における支配的地位とは、事業者が関連市場内において商品の価格、数量もしくはその他の取引条件をコントロールすることができ、または他の事業者が関連市場に参入する能力を阻止し、もしくは影響することができる市場地位を指す。

<sup>5</sup> 原文は「公用企业」。具体的には水道、ガス、電気、郵便事業等の公共事業に従事する経営者のことを指す。

でき、当該証拠により被告の支配的地位が証明される場合、人民法院は当該証拠に基づいて支配的地位を認定することができることも規定されました。

以上より、本規定は、原告側の立証責任を軽減しようと配慮しているものと評価することができます。

### 三、若干の考察

本規定は、全 16 条のみで構成されており、米国のような集団訴訟には触れていないなど、まだまだ独占禁止法に関連した民事訴訟に抜本的な変化をもたらすものではありません。しかし、より専門性の高い裁判所に管轄権を与えるとともに、原告側の立証責任を軽減するなど、訴訟を通じた独占禁止法に関連した紛争解決の円滑化を図っており、今後の司法実務の変化に注視する必要があるように思われます。

※次回は第 16 号に掲載します。



**森・濱田松本法律事務所**  
MORI HAMADA & MATSUMOTO

**山口 健次郎**  
森・濱田松本法律事務所  
弁護士(東京弁護士会所属)

2001 年早稲田大学政治経済学部卒。2007 年慶応義塾大学大学院法務研究科修了。2008 年弁護士登録。2010 年より森・濱田松本法律事務所にもアソシエイトとして参加、現在に至る。

## Business **【China】**



# 改訂版「商業フランチャイズ経営 情報開示管理弁法」の解説

潘 立冬 敬海法律事務所

### 【はじめに】

2005年2月1日、「商業フランチャイズ経営管理弁法」が施行され、中国市場における外資系フランチャイズ経営が解禁された。外資系フランチャイズ元年と呼ばれた同年から7年を経て、中国における外資フランチャイザーは、急速、かつ着実に発展し、12年5月に中国チェーンストア・オペレーション協会が発表した「2011年度中国チェーンストア業界トップ100」では、21社の外資企業がトップ100にランクインし、その販売額は合計3,910億元と、トップ100全販売額の25%を占めるに至っている。

一方、現実には目を向けると、悪意のある個人またはグループが、あたかもフランチャイザーとしての資格を備えているかのように見せかけ、多くのフランチャイジーを募り、それらフランチャイジーから加盟保証金を受取った後、フランチャイジーの前から消えるという詐欺事件が発生するなどの問題が起きている。

中国政府は、フランチャイズに対する管理を強化し、また情報公開制度を厳格化するため、07年4月に「商業フランチャイズ経営管理条例」を公布していたが、今年に入って、2月に改訂版「商業フランチャイズ経営届出管理弁法」、4月に改訂版「商業フランチャイズ経営情報開示管理弁法」(以

下、「改正情報開示弁法」)を相次いで施行した。今回は、この「改正情報開示弁法」について簡単に紹介する。

### 1. 旧法との比較

12年4月1日に施行された「改正情報開示弁法」は、フランチャイジーが必要とするフランチャイズ関連情報をタイムリーに、全面的に公開し、フランチャイジーが適切に投資を決定することに寄与するものとなっている。

具体的には、旧法によるフランチャイジーの情報を得る権利を引き続き保護しつつ、次のように改正された。

#### (1) 情報を公開すべきフランチャイザーの範囲を拡大

旧法第3条の情報を開示すべき者である「関係会社」を「関係者」に変更し、更にそれに「自然人(個人)株主」を追加した。

#### (2) 情報開示義務の免除条項

旧法では、フランチャイズ契約期間延長に際し、フランチャイザーが情報を再度開示する必要があったが、「改正情報開示弁法」第4条では、フランチャイザーとフランチャイジーが元のフランチャイズ契約と同じ内容・条件で更新する場合は再度

の情報開示義務を負わないと規定している。ただし、契約内容や条件が変わる場合には、この情報開示義務の免除条項の適用は受けられない。

### (3) 経営状況予測の開示

旧法は、フランチャイザーがフランチャイジーの経営状況予測を開示するよう要求していたが、「改正情報開示弁法」では要求されていない。しかし、現在までの経営状況は開示し、かつ、その情報の出所を明らかにする必要がある。

### (4) 訴訟・仲裁情報の開示

旧法は、フランチャイザーが関係する訴訟や仲裁の情報について、開示すべき範囲を「対象金額が50万人民元以上の重大な訴訟および仲裁」と規定していた。これに対して「改正情報開示弁法」では、「5年以内のフランチャイズと関係のある訴訟および仲裁の状況」をすべて開示するよう要求している。

### (5) 秘密保持規定

旧法第7条では、「フランチャイザーは、フランチャイジーに情報を開示する前に、フランチャイジーに秘密保持契約の締結を求める権利を有する」と秘密保持についての規定は比較的簡単な記述で終わっていた。「改正情報開示弁法」では、「フランチャイジーは、契約締結過程において知りえた商業秘密に関して、そのフランチャイズ契約が締結されるかどうかに関わりなく、それを漏えいまたは不正使用してはならない。フランチャイズ契約終了後においても、または契約が締結に至らずに終了したとしても、フランチャイジーは、フランチャイズ契約に関係して知りえたフランチャイザー

の商業秘密について、守秘義務を負うものとする。フランチャイジーが前二項の規定に違反し、商業秘密を漏えいまたは不正使用したことによりフランチャイザーまたは他人に損失をもたらした場合、相応の損害賠償責任を負うものとする」と、より具体的な内容となっている。

### (6) 情報開示の範囲

旧法では「開示すべき情報」の範囲が明示されていなかったが、「改正情報開示弁法」では、フランチャイズ経営と関係がある情報に限られ、制限なくフランチャイザーに情報の開示を求めることができるわけではないと規定された。

### (7) 契約法との整合性

旧法では上位法令である契約法との間に規定内容の不一致が見受けられた。旧法第9条は、「フランチャイザーが、開示すべき情報を隠し、開示しなかった、または虚偽情報を開示した場合、フランチャイジーはフランチャイズ契約を解除することができる」とあり、契約法との間に不一致が見られた。本来、商業フランチャイズは、本質的にフランチャイザーとフランチャイジーとの間の契約であり、双方の権利・義務は主に契約に基づくものであるため、その契約解除についても上位法令である契約法に従わなければならない。今回の改正により、「フランチャイザーが、フランチャイズ契約の目的の達成が著しく困難となる情報を隠した、または虚偽情報を開示した場合、フランチャイジーはフランチャイズ契約を解除することができる」と契約法と合致する内容に変更された。

## 2. 秘密保持契約の重要性

外資フランチャイザーにとっての不安材料としては、中国政府との良好な関係の維持、フランチャイジーの適正管理、フランチャイズ費用の受領方法およびフランチャイジーによる権利侵害行為の発生などが挙げられる。このうち、特にフランチャイジーによる権利侵害行為を避けるため、フランチャイザーは、自身の商業秘密の内容および範囲を把握しなければならない。フランチャイザーは自己が所有する商標、商号、サービスマーク、管理モデル、商業・技術に関する秘密、特許、経営ノウハウなどの知的財産権の使用をフランチャイジーに許可する立場にある。このため、法律事務所等のアドバイスを受けて作成した秘密保持契約およびその他の関連協議を締結することが望ましい。これによって、悪意あるフランチャイジーから大切な知的財産を守ることができよう。

## 3. まとめ

フランチャイズ経営はもともと、フランチャイザーとフランチャイジーの理念、目標の一致がスタート地点であることが理想である。それゆえに、各々が自分たちの持つ価値ある財産、例えば長年培ってきたノウハウ、企業イメージ、資金、現地での信頼度などを提供し、共同で目標に向かってまい進するのである。しかし、冒頭で述べたとおり、現実問題として、中国では自分の利益のために悪意を持ってフランチャイズ経営を利用するという事態が多発している。

今回新たに施行されたフランチャイズ事業の届出および情報開示に関する法律からは、これらの悪質な行為を一掃し、フランチャイズ経営の健全

な発展を推し進めたいとの政府の意向が読み取れる。これら法律の周知徹底が図られ、この法律の目的とするところが中国の同業界に浸透し、同業界の発展に寄与することが望まれる。

なお、今回の最終版には、改正案に含まれていた外資系に対する規制緩和が含まれていなかったが、今後それが実現することより、法令遵守の面でも概して模範的であるといえる外資系フランチャイズが中国市場に更に進出することを期待したい。

※次回は第 16 号に掲載します。



敬海法律事務所  
WANG JING & CO. Law Firm

潘 立冬

パートナー弁護士

ニューヨーク州弁護士

中山大学法学部を卒業し、同大学院法学研究科修了（国際法専攻）、1998 年弁護士登録。米国セントルイス・ワシントン大ロースクール修了（保険法、銀行商事法、会社法等を専攻）。商法、海商・海事、国際貿易、中国商取引等を得意分野とし、中国における著作権、商標登録等の知的財産保護戦略、保険・金融分野に関する法的アドバイス、また外資企業の中国法人設立、労働契約、就業規則の作成、労使紛争の解決、仲裁・訴訟に多数従事している。



## アジア経済情報

# アジア概況

～輸出鈍化で2012・13年とも成長率は低下の見通し～

稲垣 博史 みずほ総合研究所 アジア調査部

### 12年1～3月期の景気は輸出主導で予想外に堅調

12年1～3月期の経済成長率をみると、堅調に推移した国が多かった(図表1)。欧州経済が低迷するなど外部環境は厳しかったにもかかわらず、ほとんどの国で輸出が予想外に増加基調で推移したことが、景気拡大の主な要因である(図表2)。一方、輸出不振の持続や、11年までの利上げの影響による内需減速などから、中国など景気が減速した国もみられた。

輸出拡大のけん引役は、多くの国で主力品目となっているIT関連製品であった。この背景には、洪水被害で落ち込んだタイのHDD供給が正常化に向かったことでパソコン生産が正常化し、関連する部品の需要が拡大したことなどがあるとみられる。もっとも、洪水の反動は一時的な現象に過

ぎず、IT製品の世界的な需要が、本格回復に向かっているわけではないとみている。

このほか、韓国とインドの石油製品、韓国の船舶、シンガポールの医薬品など、変動が激しい品目で輸出が伸びている。これらの品目についても、輸出の伸びに持続力はないと判断している。

このように、1～3月期の輸出堅調は一時的な現象であり、4～6月期以降は、概ね海外経済の動向に見合った動きになると予想される。

### 利下げ広がるも賃金インフレ懸念は残存

一方、欧州の景気低迷に伴う11年までの輸出不振などを背景に、多くの国において、インフレは沈静化しつつある(次頁図表3)。これを受け、11年10月以降、金融緩和の動きが広がり、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、インド、中国が利

【図表1】実質GDP成長率

	2010		2011				2012
	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
韓国	2.7	2.5	5.3	3.4	3.4	1.3	3.5
台湾	3.7	2.3	10.4	2.1	▲1.9	▲2.1	2.8
香港	3.7	7.1	12.2	▲1.5	0.3	1.6	1.6
シンガポール	▲15.9	6.9	19.7	▲3.0	2.0	▲2.5	10.0
タイ	1.0	6.8	4.6	▲0.8	4.6	▲36.7	52.1
フィリピン	2.5	2.5	3.8	5.1	2.1	6.9	10.2

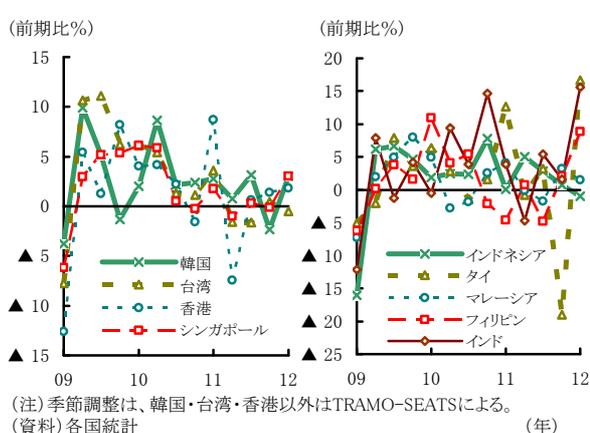
(前期比年率%)

	2010		2011		2012	
	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12
中国	9.6	9.8	9.7	9.5	9.1	8.9
インドネシア	5.8	6.8	6.4	6.5	6.5	6.5
マレーシア	5.2	4.8	5.0	4.3	5.7	5.2
ベトナム	7.2	7.3	5.6	5.7	6.1	6.1
インド	7.6	8.2	9.2	8.0	6.7	6.1

(前年比%)

(資料) 各国統計

【図表2】財貨・サービスの輸出(SNA)



下げを実施した(図表4)。

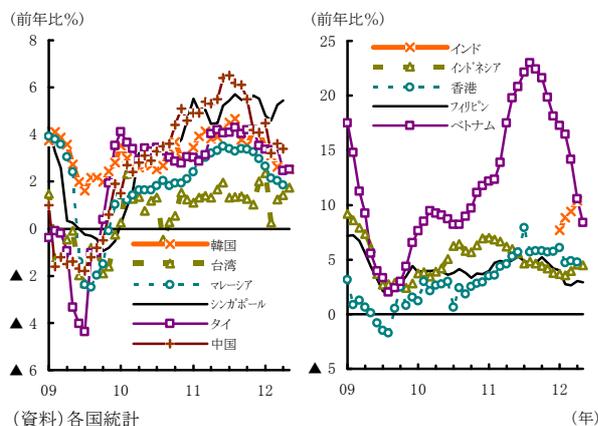
ただし、労働力需給のひっ迫を背景とする賃金インフレに対する懸念は、依然として大きい。ひっ迫の背景には、中国で賃金が大きく上昇するなか、アジア全体で労働力需要が拡大している一方で、アジア諸国では高齢化により労働力人口の伸び率が低下していることがある。このように、インフレ懸念の背景にあるのは、景気変動といった一時的な要因ではなく、人口動態を背景とする構造的な要因であり、容易に収まるとは考えにくい。

政党・政治家が有権者の歓心を買うため、労働力需給の動向とは無関係に、大幅な最低賃金の引き上げを行なう場合もある。代表例はタイで、12年4月に40%もの引き上げが行なわれた。こうした動きも、賃金インフレのリスクを高める要因となっている。

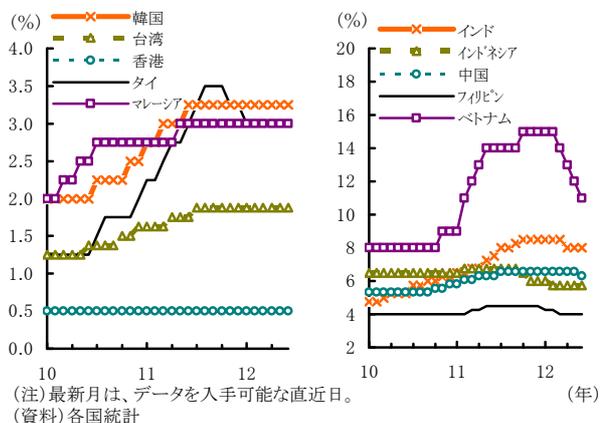
欧州の景気低迷による輸出不振の影響が深刻であれば、労働力需給が大きく緩和する可能性もあった。一連の利下げには、そうした事態への対処という意味合いもあったと思われる。しかし、先にみた通り、現実には1～3月期の輸出は拡大基調で推移した。

一方、足元の実質政策金利はせいぜい1%程

【図表 3】消費者物価指数上昇率



【図表 4】政策金利



度の国が多く、多少のインフレ加速ですぐにマイナス圏に突入してしまう。こうした状況を踏まえると、大部分の国については追加的な利下げ余地は小さいとみるべきであろう。

### 輸出不振や限定的金融緩和で景気は減速基調

以上を前提にすると、12年4～6月期以降の経済成長率は、総じて低水準にとどまるであろう。欧米経済の低成長により輸出環境が依然厳しいことに加え、景気のすう勢を変えるほどの金融緩和は期待できないためである。内需がある程度景気を下支えすると思われるが、12年通年の経済成長率は、ほとんどの国において11年対比で低下するであろう。

13年については、主要輸出先である米国と日本の景気が減速する見通しであるうえ、欧州経済も引き続き低成長にとどまり、さらに、中国経済も加速する状況にはないと予想される。このため、アジアの輸出は、さらに減速するであろう。輸出不振が内需にも波及することは避けられない見通しで、経済成長率は低下すると見込まれる。輸出依存度が低いインドについても、緊縮的な財政運営が予想されることから、景気は減速しよう。

## 最大のリスク要因は欧州情勢混迷の深刻化

上記の見通しに対する、最も重要なリスクシナリオは、ユーロ圏の債務問題が、想定以上に深刻化することである。みずほ総合研究所では、ギリシャはユーロ圏から離脱しないという前提で経済予測を作成しているが、その前提が崩れれば、債務問題は深刻化するであろう。

ギリシャがユーロ圏を離脱すれば、経済基盤が脆弱とされるスペインやイタリアなども離脱に追い込まれるとの懸念が高まるであろう。その結果、ユーロ圏は、金融システムの動揺から、深刻な景気後退に陥る懸念がある。対欧輸出の低迷で日米の景気も停滞色を強めるため、アジアの輸出は大幅に下ぶれするであろう。

## 資金流出への懸念からセーフティネット強化

さらに、債務問題が深刻化するシナリオの下では、先進国の金融機関や機関投資家はリスク回避姿勢を強め、アジア向けを含む対外与信・対外投資を大幅に圧縮する可能性が高い。この結果、アジア諸国の外貨繰りは悪化するであろう。インドやインドネシアといった経常赤字国を中心に、

決済用外貨の調達が困難になることや、あるいは通貨下落によりインフレ圧力が高まることなどを通じて、景気は大きな下押し圧力を受けることになるとみられる。

このような事態を想定し、資金流出に対するセーフティネットを強化しようとする動きが出てくる。まず12年5月、ASEAN+3の枠組みで相互に資金を融通し合うチェンマイ・イニシアティブについて、総融資枠を2,400億ドルに倍増するなどの強化が行なわれた。これに先んじて、韓国は11年10月、日中との通貨スワップによる相互融通枠を大幅に拡大することで合意している。また、12年5月、インドネシアが50億ドルの緊急融資枠の設定を国際金融機関などに要請する方針で、そのうち世界銀行が20億ドルを引き受けたと報じられた。

欧州情勢の混迷が長引くようであれば、セーフティネット強化にとどまらず、資本規制を導入する動きが出てくることも考えられる。こうした措置により、外貨繰り悪化による実体経済への悪影響を回避することは難しいが、それを緩和する効果は期待できよう。

## 12・13年とも景気は多くの国で減速へ

以上の点を踏まえ、12年の実質GDP成長率は、中国が+8.3%（前回+8.5%）、NIEsが+2.4%（前回と同じ）、ASEAN5が+5.1%（前回+4.7%）、インドが+5.9%（前回+6.0%）、13年は、中国が+8.2%（前回+8.4%）、NIEsが+1.9%（前回と同じ）、ASEAN5が+4.3%（前回+4.5%）、インドが+5.7%（前回+5.8%）と予測した（図表5）。

【図表 5】アジア経済見通し総括表

(単位：%)

	2010年	2011年	2012年		2013年	
			前年	前回	前年	前回
アジア	9.2	7.5	6.5	6.6	6.3	6.5
中国	10.4	9.2	8.3	8.5	8.2	8.4
NIEs	8.4	4.0	2.4	2.4	1.9	1.9
韓国	6.3	3.6	2.8	2.8	2.2	2.2
台湾	10.7	4.0	2.3	2.3	2.2	2.2
香港	7.1	5.0	1.9	1.9	0.8	0.8
シンガポール	14.8	4.9	1.5	1.5	0.5	0.5
ASEAN5	7.0	4.4	5.1	4.7	4.3	4.5
インドネシア	6.2	6.5	6.1	6.1	5.4	5.4
タイ	7.8	0.1	4.5	3.8	3.2	3.8
マレーシア	7.2	5.1	3.8	3.5	2.9	2.9
フィリピン	7.6	3.7	4.9	3.6	3.2	3.5
ベトナム	6.8	5.9	5.1	5.1	5.4	5.4
インド	8.2	7.5	5.9	6.0	5.7	5.8

(注)1. 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。  
2. 平均値はIMFによる2010年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。  
3. 前回欄は『内外経済見通し』(2012年5月18日)での予測値。  
(資料)各国統計、みずほ総合研究所

## Back Issues

## 2011年10月発行 第6号

- ・中国ネットショッピング市場への参入～中国ネットショッピングサイト出店の実務～
- ・中国内陸部の投資環境を探る～河南省鄭州市のいま～
- ・中国・アジアの金融・証券市場[1]AAA 評価のシンガポール・香港
- ・India: インドの税制[35]「Point of Taxation Rules, 2011」の施行とサービス税
- ・Vietnam: ベトナムにおける会計資格および会計事務所としての法的要件
- ・China: 広州市における地域本部企業設立の優位性
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2011年11月発行 第7号

- ・東日本大震災が日本産業に与える影響～産業空洞化と日本企業の選択～
- ・中長期的な住宅供給拡大を目指す香港～2011/12年香港施政方針より～
- ・India: インドでの M&A、再編および撤退～非公開企業の買収と税務上の留意点～
- ・Vietnam: ベトナムへの M&A と税務上、会計上の留意点
- ・China: 外国投資者による国内企業の M&A に対する安全審査制度
- ・Hong Kong: 租税条約
- ・アジア各国・地域主要経済指標～為替レート編～

## 2011年12月発行 第8号

- ・震災越え国内市場に傾注する華南自動車産業
- ・企業が抱える来料独資化後の問題点
- ・Market: 日本取引所はアジアのリーダーを目指すのか
- ・India: インドの税制[36]南インド地域における会社設立実務
- ・Vietnam: 外国契約者税をめぐる矛盾点と租税条約に基づく対処法
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[1]外資 M&A に対する安全審査制度の実務
- ・China: 「輸出入食品安全管理弁法」について
- ・アジア各国・地域主要経済指標～金利編～

## 2012年1/2月発行 第9号

- ・災害乗り越えアジアへの展開加速を目指す日系企業
- ・タイ洪水被害における日本企業の被災状況
- ・2012年香港賃金動向
- ・香港における外食ビジネス参入の魅力
- ・India: インドでのM&A、再編および撤退～事業譲渡、合併および会社分割における税務上の留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(前編)
- ・China: 労務派遣雇用にかかわる若干の注意事項
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア経済情報: アジア概況

## 2012年3月発行 第10号

- ・インドネシアの労働事情
- ・世界トップの香港ワイン市場
- ・India: インドの税制[37]インドにおける移転価格税制税務調査・税務裁判プロセスの概要
- ・Vietnam: ベトナムにおける経理人材と経理業務構築
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[2]労働報酬支払拒否罪について
- ・China: 「外商投資産業指導目録」(2011年改訂)の解説
- ・Hong Kong: 平成24年度(2012年度)税制改正大綱
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年4月発行 第11号

- ・[華南から内陸へ①]中国中部地域における日系企業の動きと展望
  - ▶ 中部振興策と内陸市場を目指す日系企業
  - ▶ 中部振興戦略と武漢への進出
- ・India: インドでの M&A、再編および撤退～インド市場からの撤退および閉鎖における留意点～
- ・Vietnam: 現地法人設立直後の会計・税務実務(後編)
- ・China: 中国ビジネス法律講座(35)華南における労働者雇用の現況と法務リスク
- ・Hong Kong 国際税務講座(20)中国における PE 課税
- ・Macro Economy: アジア経済情報: アジア概況

## 2012年5月発行 第12号

- ・中国医療機器市場への第一歩
- ・[華南から内陸へ②] 中国内陸部を目指す日系企業と広西チワン族自治区の現状
- ・India: インドの税制[38]2012年度インド予算案の概要～税制改正のハイライト(前編)
- ・Vietnam: ベトナム個人所得税～出張者の免税適用における実務上の留意点～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務[3]著作権法(改正草案)の公開意見募集に関する通知
- ・China: ISO26000の基本的原則と関連する中国法の存在
- ・アジア各国・地域主要経済指標～株式市場編～

## 2012年6月発行 第13号

- ・中国における旅行市場への参入
- ・中国ビジネスにおける金融センター香港の活用
- ・India: インドでの M&A、再編および撤退～インド支店および駐在員オフィスの撤退方法と留意点～
- ・Vietnam: 短期滞在者免税と「真の雇用者」の考え方
- ・China: 中国ビジネス法律講座[36]労働契約作成のポイント
- ・Hong Kong: 国際税務講座[21]統括会社の実務
- ・アジア各国・地域主要経済指標～物価・雇用・所得編～

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

**免責事項**

## 1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

## 2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

## 3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

## 4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。

**みずほコーポレート銀行****香港営業第一部****中国アセアン・リサーチアドバイザー課**

TEL (852) 2102-5486

**産業調査部直投支援室**

TEL (03) 5222-5077

**産業調査部アジア室(在シンガポール)**

TEL (65) 6416-0344

One MIZUHO: Building the future with you  
**Mizuho Financial Group**